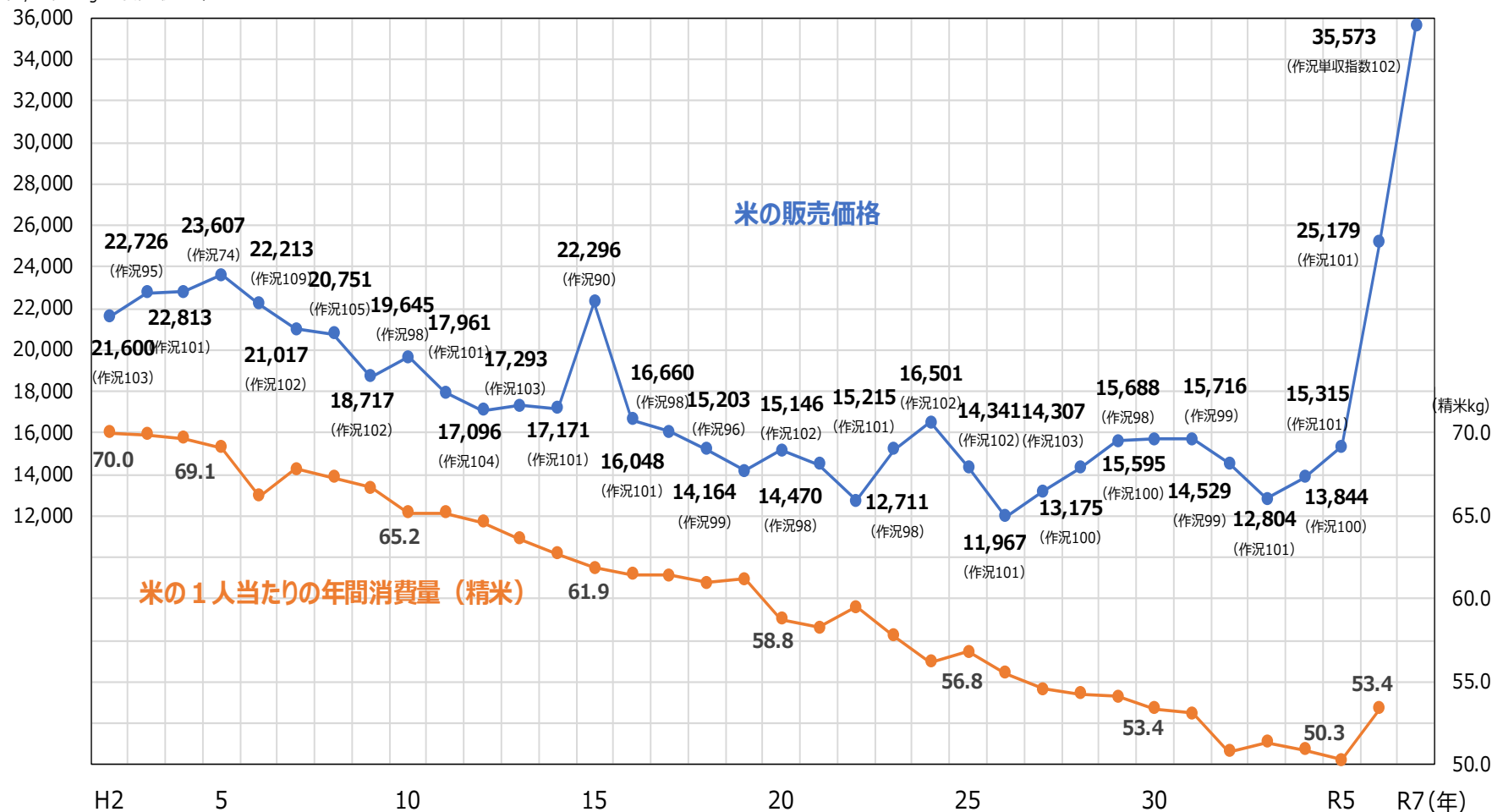


○ 米の販売価格は長期的には低下傾向で推移。なお、平成15年産（作況指数が「90」
（著しい不良））及び令和6、7年産は価格が高騰。

○ 米の1人当たりの年間消費量(精米)は、昭和37年の118kgをピークに一貫して減少傾向。

(円/玄米60kg、包装代・税込み)



資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、「食料需給表」

注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（令和7年産は令和8年6月まで）の相対取引価格の平均値（令和7年産は速報値ベース）。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

○ 令和7年産の主食用米の作付面積は、前年実績(125.9万ha)から10.8万ha(6月末時点の作付意向から0.4万ha)増加し、136.7万haとなった。

○ 戦略作物等の作付面積は、いずれの品目も減少するとともに、畑地化面積については、0.8万haとなった。

令和7年産の水田における作付状況(令和7年9月15日時点)

【主食用米及び戦略作物等の作付状況】

年 産	主食用米	備蓄米	戦略作物等										(万ha)
			加工用米	新規 需要米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)	米粉用米	飼料用米	WCS用稲 (稲発酵粗 飼料用稲)	麦	大 豆	飼料作物 そば なたね	戦略 作物等 合計面積	
H30年産	138.6	2.2	5.1	13.1	0.4	0.5	8.0	4.3	9.7	8.8	10.2	47.0	
R元年産	137.9	3.3	4.7	12.4	0.4	0.5	7.3	4.2	9.7	8.6	10.2	45.6	
R2年産	136.6	3.7	4.5	12.6	0.6	0.6	7.1	4.3	9.8	8.5	10.2	45.6	
R3年産	130.3	3.6	4.8	17.4	0.7	0.8	11.6	4.4	10.2	8.5	10.2	51.2	
R4年産	125.1	3.6	5.0	20.6	0.7	0.8	14.2	4.8	10.6	8.9	9.9	54.9	
R5年産	124.2	3.5	4.9	20.4	0.9	0.8	13.4	5.3	10.5	8.8	8.5	53.1	
R6年産	125.9	3.0	5.0	17.3	1.1	0.6	9.9	5.6	10.3	8.4	7.4	48.3	
R7年産	136.7	—	4.4	10.8	0.9	0.4	4.6	4.9	9.5	7.5	6.7	38.8	
対前年差	10.8	▲ 3.0	▲ 0.6	▲ 6.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 5.3	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 9.5	
畑地化面積	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3	※ (0.8)	0.5

注1：加工用米及び新規需要米(新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米及びWCS用稲)のR6年産以前の実績は、取組計画の認定面積。R7年産は取組計画の届出面積。

2：麦、大豆、飼料作物、そば及びなたねは、地方農政局等が都道府県農業再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。

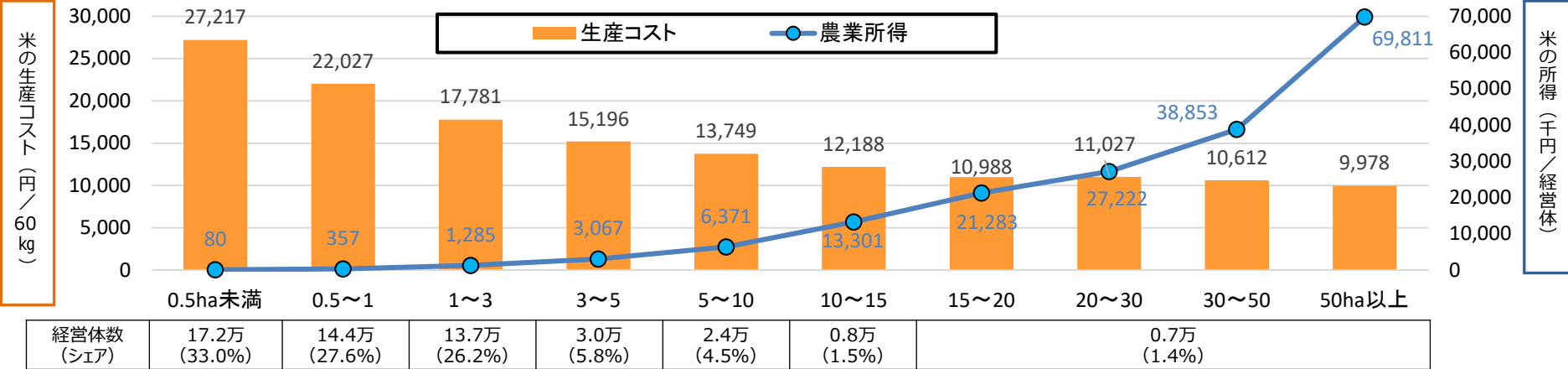
3：備蓄米は、R7年産米の入れを当面中止。R6年産以前の実績は、地域農業再生協議会が把握した面積。

4：R7年産畑地化面積は、令和7年度に畑地化促進事業で採択された面積。また、戦略作物等合計面積欄の0.8万haについては、麦、大豆、飼料作物、そば、なたねのほか、高収益作物等を加えた面積。

5：単位未満で四捨五入しているため、表記上の数値による計算結果と一致しない場合がある。

- 米の生産コストは作付規模が大きくなるにつれて低減。所得は規模拡大につれて増加。
- 新たな食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)において、2030年度までに米の生産コストを、15ha以上の経営体については、2023年の11,350円/60kgから9,500円/60kgに低減する目標と、全体については、2023年の15,944円/60kgから13,000円/60kgに低減するKPIを設定。
- この達成に向けて、農地の集積・集約を加速化するとともに、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術の導入、多収性・高温耐性を備えた品種の開発・導入等を進める。

○米の生産コストと所得（全国）



資料：農林水産省大臣官房統計部「農産物生産費統計（令和6年度）（組替集計）」、「2025年農林業センサス」

注1：生産コスト、所得は個別経営体の数値であり、1戸1法人を含む。

注2：米の生産コスト＝資本利子・地代全額算入生産費

米の所得＝10a当たり所得×1経営体当たりの水稻作付面積

（参考）所得＝粗収益（補助金等を含む）－〔生産費総額－（家族労働費＋自己資本利子＋自作地代）〕

注3：作付面積30ha以上かつ10a当たり資本利子・地代全額算入生産費に対する「賃借料及び料金」の割合が50%以上の経営体を除いた個別経営体の数値である。

注4：経営体数は、販売目的で水稻を作付している個人経営体の作付面積規模別の数値。

○米の生産コスト

（単位：円/60kg）

	基準値 (令和5年度)	令和6年度	目標・KPI (令和12年度)
個別経営 (認定農業者15ha以上層)	11,350	10,807	9,500
個別経営 (全体)	15,944	15,796	13,000

資料：農林水産省「農業経営統計調査 農産物生産費統計」（組替集計）（令和5～6年度）

- 2025年4月に策定した食料・農業・農村基本計画では、2030年に「米・パックご飯・米粉及び米粉製品」として、35.3万トンの輸出量の達成を目指すこととしている。
- これまで官民一体で日本産米の需要拡大に取り組んできた結果、2025年の輸出量は約4.8万トンとなり、直近5年間で約2.3倍に拡大。
- 更なる輸出拡大のため、現地系のスーパーやレストラン等の新たな販路の開拓等を進めていくとともに、生産性向上に取り組む大規模輸出産地の形成等を推進。

品 目 名			2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		(参考) 主な輸出先国・地域
									対前年比	
米・米加工品 (①+②+③+④+⑤)	数量 (原料米換算)	トン	36,569トン	45,959トン	53,931トン	58,472トン	67,922トン	70,529トン	+4%	アメリカ 中国 香港 台湾 韓国
		金額	347億円	524億円	613億円	576億円	636億円	677億円	+7%	
	①米	数量	19,781トン	22,833トン	28,928トン	37,186トン	45,112トン	46,573トン	+3%	香港 (13,522) アメリカ (9,896) シンガポール (6,361) 台湾 (3,329) タイ (2,862)
		金額	53億円	59億円	74億円	94億円	120億円	139億円	+15%	
	②パックご飯等 (加工米飯を含む)	数量	1,205トン	1,129トン	1,384トン	1,593トン	2,298トン	2,853トン	+24%	アメリカ 台湾 香港 オーストラリア シンガポール
		原料米換算	634トン	594トン	727トン	837トン	1,208トン	1,499トン	+24%	
		金額	7億円	6億円	8億円	10億円	14億円	19億円	+34%	
	③米粉及び米粉製品 (米粉麺等)	数量	249トン	88トン	173トン	101トン	123トン	97トン	-21%	台湾 アメリカ ドイツ タイ フランス
		原料米換算	308トン	108トン	213トン	125トン	152トン	120トン	-21%	
		金額	0.7億円	0.6億円	1.0億円	0.8億円	1.1億円	1.0億円	-13%	
	④米菓 (あられ・せんべい)	数量	4,222トン	5,141トン	4,523トン	4,565トン	4,656トン	4,047トン	-13%	アメリカ 台湾 香港 サウジアラビア 韓国
		原料米換算	3,589トン	4,370トン	3,845トン	3,880トン	3,958トン	3,440トン	-13%	
		金額	45億円	56億円	55億円	61億円	66億円	60億円	-9%	
	⑤日本酒 (清酒)	数量	21,761 ㌔リットル	32,052 ㌔リットル	35,894 ㌔リットル	29,194 ㌔リットル	31,054 ㌔リットル	33,549 ㌔リットル	+8%	中国 アメリカ 香港 韓国 台湾
		原料米換算	12,257トン	18,054トン	20,218トン	16,444トン	17,492トン	18,897トン	+8%	
		金額	241億円	402億円	475億円	411億円	435億円	459億円	+6%	
米・パックご飯・ 加工米飯・米粉及び米粉製品 (①+②+③)	数量 (原料米換算)	トン	20,723トン	23,535トン	29,868トン	38,148トン	46,472トン	48,192トン	+4%	アメリカ 香港 シンガポール 台湾 タイ
	金額	億円	60億円	66億円	83億円	105億円	136億円	159億円	+17%	

資料：財務省「貿易統計」（政府による食糧援助を除く。）

注1：米粉は2019年より、米粉麺等は2020年より貿易統計にて輸出実績を集計・公表。

注2：米粉及び米粉製品のうち米粉製品の原料米換算は米粉100%として推計。

注3：「（参考）主な輸出先国・地域」は2025年の輸出金額上位5か国・地域を記載。米に関しては、2025年の輸出数量（トン）を記載。

注4：「米・米加工品」及び「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」の値は、ラウンドの関係で一致しないことがある。

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄の売渡手続に時間を要し、機動性を欠くという課題が明らかとなった
- このような課題に対応し米の安定供給を確保するためには、流通業者の取引実態を幅広く把握するとともに、官民を挙げた備蓄体制を構築し、備蓄米の機動的放出を可能とする必要。あわせて、米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するため、米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直し。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律について

(成立日：令和8年7月8日、公布日：令和8年7月15日)

1. 多様化する流通実態の把握強化

(1) 届出事業者の拡大

- ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**

(2) 定期的報告の義務化、罰則の強化

- ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化
- ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**

2. 備蓄制度の見直し

(1) 目的の見直し

- ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し。

(2) 民間備蓄制度の創設

- ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者**に対して、**基準量以上の米穀の保有を義務付け**

3. 需要に応じた生産の促進

(1) 生産調整方針の廃止

- ・ 米の需要減少を前提とした**生産調整方針に関連する規定を廃止**

(2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設

- ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること**等を明記

施行期日

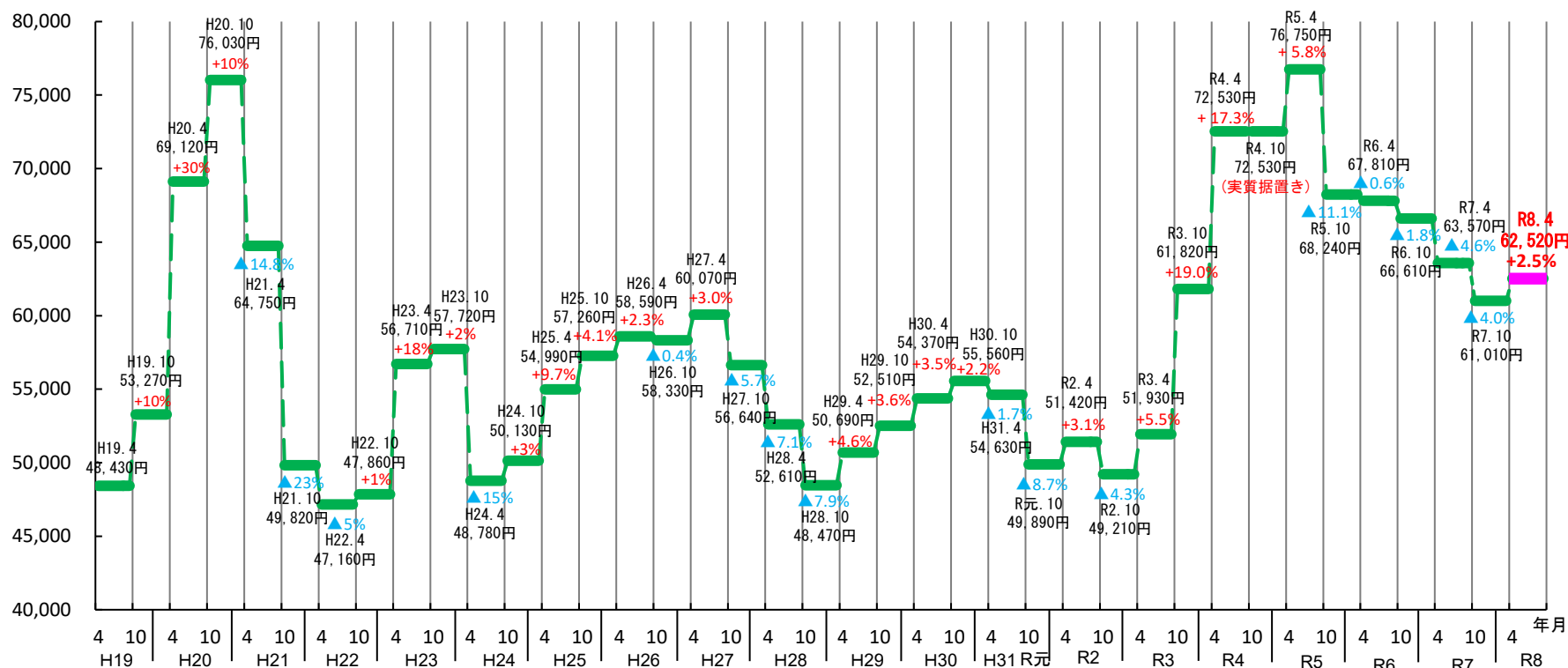
公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和9年4月1日を想定）。

ただし、2(1)は公布の日、

2(2)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（令和10年4月1日を想定）。

- 輸入小麦の政府売渡価格は、直近6か月の平均買付価格を基に、年2回(4月期、10月期)改定。
- ウクライナ情勢による高騰を受け、令和4年10月期においては緊急措置により実質据置き、令和5年4月においては激変緩和措置として上昇幅の抑制を行ったが、その後、買付価格はウクライナ情勢前の水準に落ち着いたことから、令和5年10月期は、直近6か月間の平均買付価格をベースに算定し、68,240円/トン(対前期比▲11.1%)としたところ。
- 令和8年4月期の売渡価格も、同様に直近6か月間の買付価格(令和7年9月第2週～令和8年3月第1週)の平均買付価格をベースに算定し、62,520円/トン(対前期比+2.5%)とした。

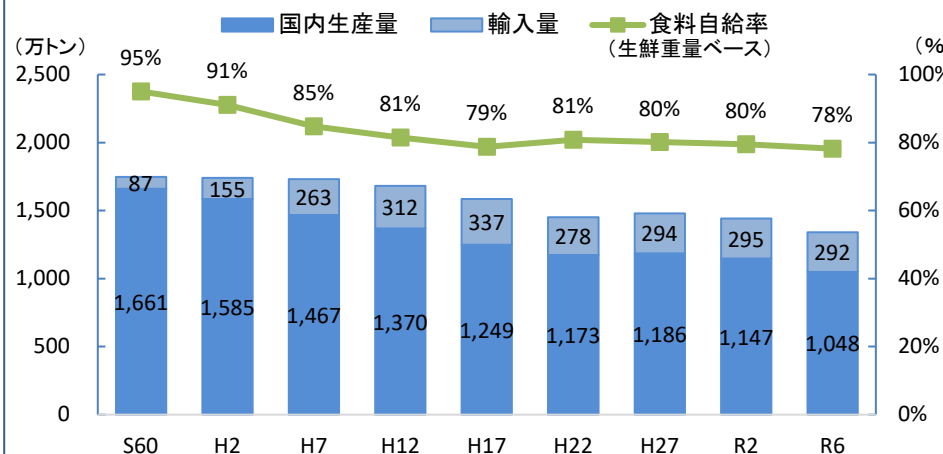
円/トン(税込み) 政府売渡価格(5銘柄加重平均)



注:平成25年10月期以前は、消費税5%込みの価格であり、平成26年4月期以降は、消費税8%込みの価格である。

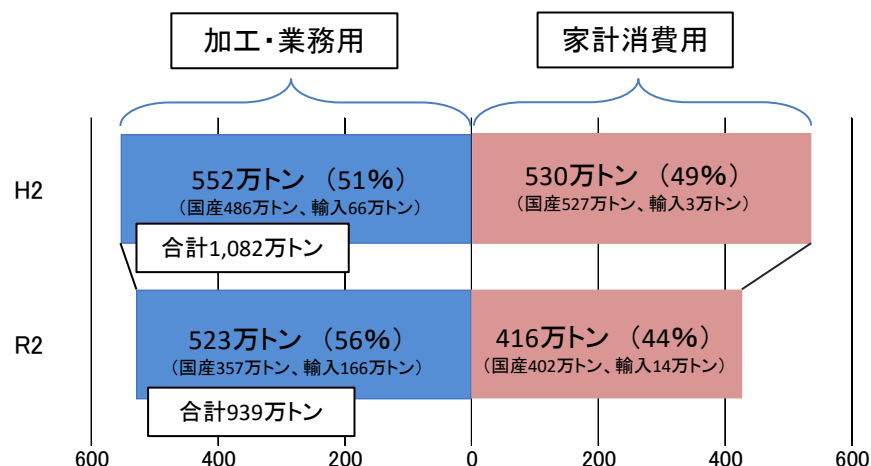
- 国内の野菜の生産量は近年横ばいで推移。食の外部化を背景に、野菜の需要は家計消費用から加工・業務用に徐々にシフトし、近年では加工・業務用が全体の約6割。
- 野菜・施設園芸支援対策では、加工・業務用野菜の国産シェア拡大のため、実需者ニーズに対応した産地の形成や流通の合理化に向けた取組を支援。また、データ駆動型栽培体系への転換推進のため、生産性・収益性向上につながるノウハウの分析・情報発信や人材育成等を支援。さらに、省エネルギーと生産性を両立する持続可能な栽培体系への転換を促進するための再生可能エネルギーの賦存量調査や実証等を支援。

野菜の国内生産量、輸入量の推移



資料：食料需給表 ※輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。(概算値)
※農林業センサス実施年度及び直近の年度について掲載。

野菜の国内需要の推移(主要野菜品目)



資料：農林水産政策研究所調べ。指定野菜(ばれいしょを除く13品目(だいこん、にんじん、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン))で試算。

野菜・施設園芸支援対策

1. 時代を拓く園芸産地づくり支援

- 実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、
 - ① 生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等を支援。
 - ② また、国産野菜の周年安定供給に資する生産者、実需者等を繋ぐマッチング等の全国的な取組に係る経費を支援。
 - ③ 施設園芸の生産性を高めるデータ駆動型栽培体系への転換に向けた事例収集、課題・ノウハウの整理、農業者への情報発信や人材育成等の取組を支援。

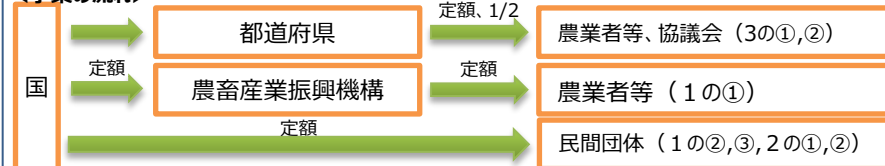
2. 国産青果物安定供給体制構築事業

- 加工・業務用野菜について、周年安定供給体制の確立により国産シェアを奪還するため、
 - ① 生育予測システムや集出荷システムの導入、システム連携、電子タグ付き大型コンテナのリース導入等を支援。
 - ② 産地が行う流通業者・実需者の受け入れ体制に合わせた生産・出荷に向けた出荷規格の見直し等を支援。

3. 省エネルギー型ハウス転換事業

- 省エネルギーと生産性を両立する栽培体系への転換のため、
 - ① 地域で活用可能な再生可能エネルギーの賦存量調査等を支援。
 - ② 環境制御を行うためにエネルギーを投入する施設園芸において、収量・品質等を低下させず、エネルギー投入量の低減が可能な栽培体系の実証等を支援。

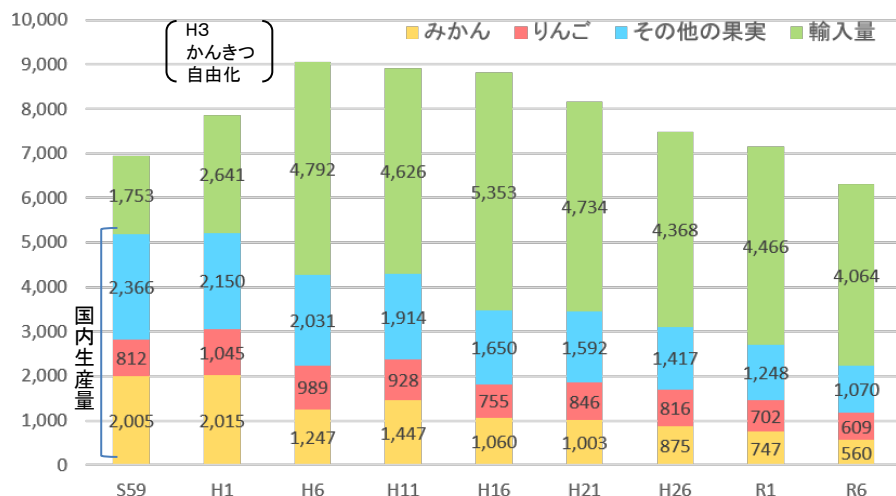
<事業の流れ>



- 果樹の国内生産量は、担い手の減少等を背景に、近年減少傾向で推移。また、果樹生産は、機械化が困難で高度な技術を要する作業が多く、季節的な労働ピークが存在することが特徴。
- 果樹支援対策では、国内外の需要に応えきれない果樹の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植や、新たな担い手の確保・定着に資する取組等に対する支援を実施。

果実の国内生産量、輸入量及び
国内生産量と輸入量の合計に占める国内生産量の割合の推移

(千トン)



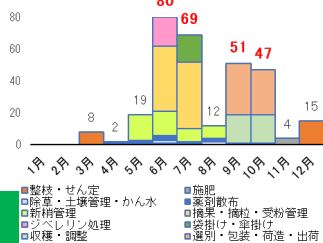
国産割合(%)	75	66	47	48	39	42	42	38	36
---------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

資料:食料需給表
※:輸入量には加工品が含まれており、生鮮に換算している。

年間労働時間の推移(10a当たり)の例

ぶどう (計307時間)

【参考】水稲 (計12時間)



資料:産地の調査を基に果樹・茶グループにて整理

果樹支援対策

(持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策)

1. 果樹経営支援等対策事業

- 果樹の生産基盤を強化するため、省力樹形や優良品目・品種への改植・新植とそれに伴う幼木管理等に要する経費を支援。※省力樹形等への改植・新植を優先的に支援。

2. 果樹型トレーニングファーム等推進条件整備事業

- 新たな担い手の確保・定着に資する果樹型トレーニングファームの整備や、運営に必要な技術指導・管理委託等に要する経費を支援。

3. 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業

- 省力樹形の導入等に必要な苗木について、省力的な苗木生産設備の整備や、契約に基づく生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入を支援。また、国産花粉の安定生産・供給に向けた取組を支援。

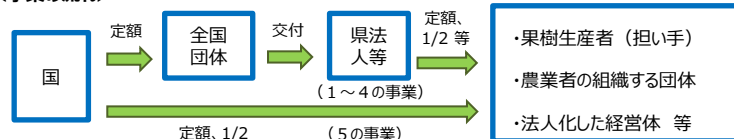
4. 果実流通加工対策事業

- 国産果実の加工・業務用供給拡大を図るため、省力化栽培・出荷技術等の実証等の取組を支援。

5. 果樹農業構造転換支援事業

- 生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルや産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルの構築に向けた、コンソーシアムによる実証の取組を支援。

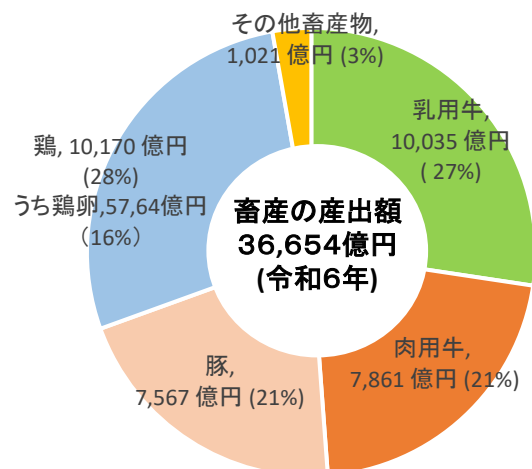
<事業の流れ>



○令和6年の畜産の産出額は3兆6,654億円で、農業総産出額(10兆7,801億円)の約34%を占めている。

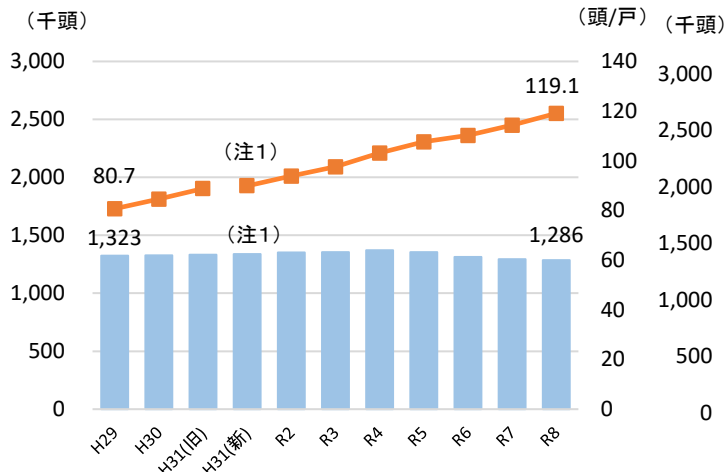
○いずれの畜種も一戸当たりの飼養頭羽数は増加しており、規模拡大が進展。

畜産の産出額の品目別割合(令和6年)

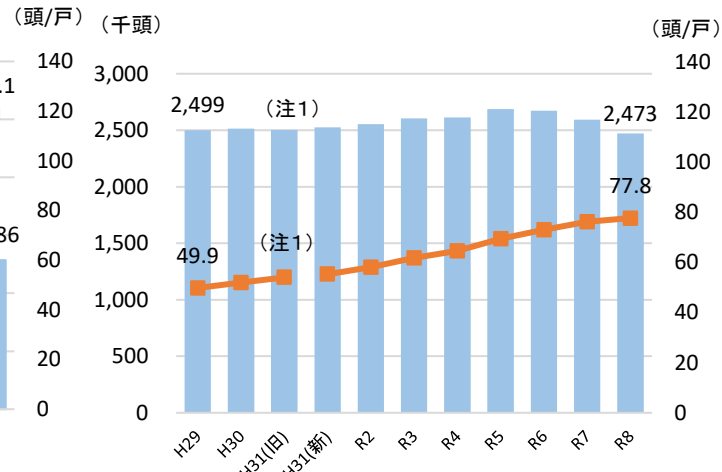


資料:農林水産省「令和6年農業総産出額(全国)」

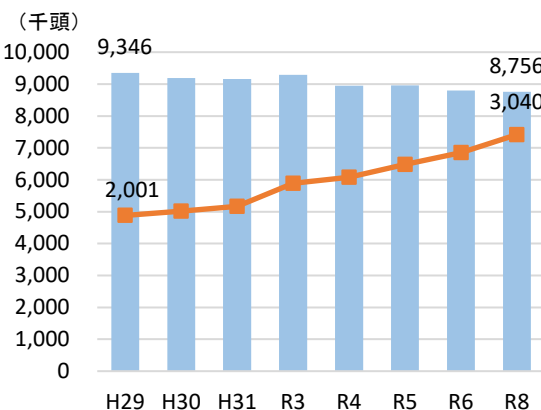
○乳用牛の飼養頭数



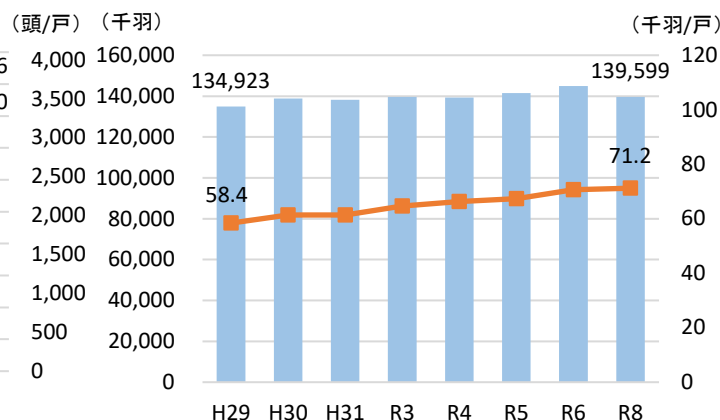
○肉用牛の飼養頭数



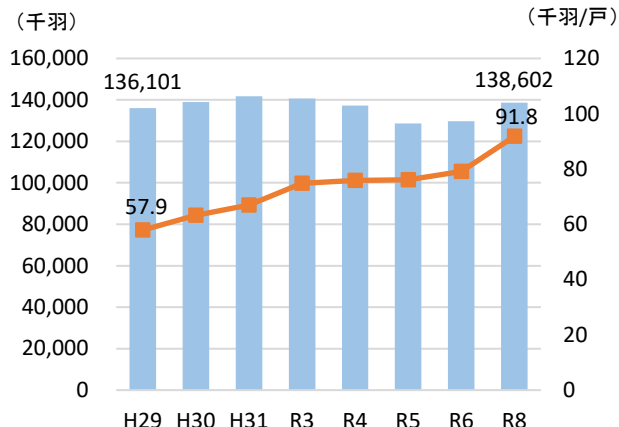
○豚の飼養頭数



○肉用鶏の飼養頭数



○採卵鶏の飼養羽数



資料:農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1:(肉用牛、乳用牛)令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を「平成31年(新)」として記載。

2:(豚、肉用鶏、採卵鶏)農業センサス実施年のため、令和2および7年の調査は休止した。

3:(肉用鶏)年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く。

4:(採卵鶏)種鶏のみの飼養者及び成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く。

○国際情勢に左右されにくい持続的な畜産物生産のためには、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することが重要。

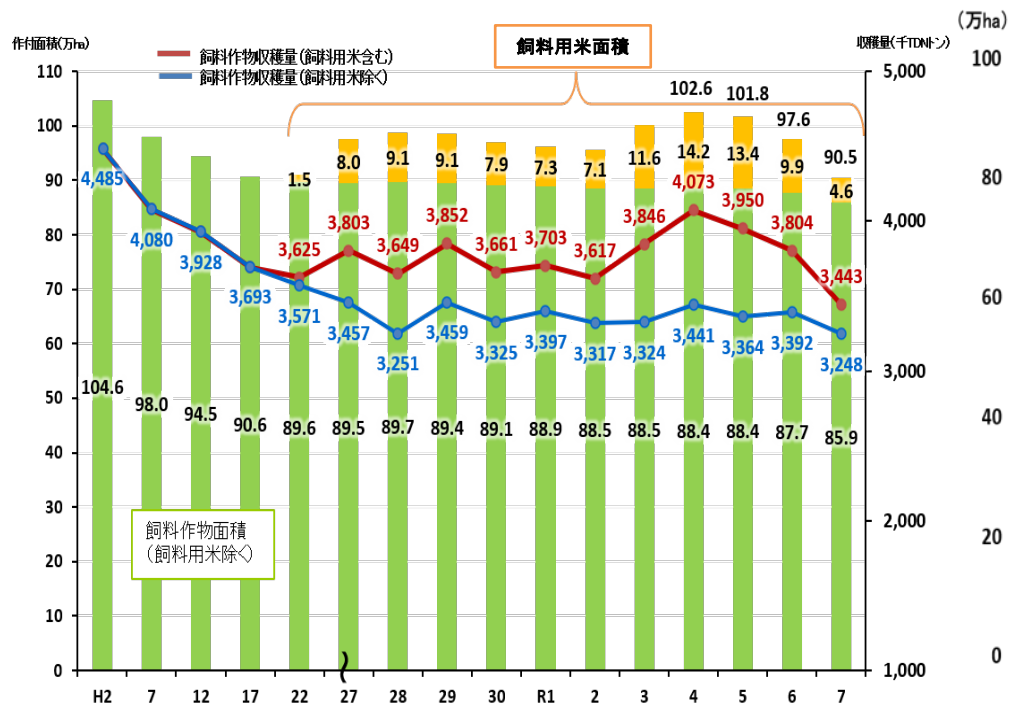
○全国の飼料作物作付面積(飼料用米除く)は、近年横ばいで推移しており、令和7年度は85.9万ha。

○主産地は、北海道(64%)であり、作物別では、主に牧草の作付が76%と多い。

○令和7年策定「食料・農業・農村基本計画」において設定された目標(令和5年度→令和12年度)

【飼料作物の作付面積:88万ha→101万ha】【飼料自給率:27%→28%】

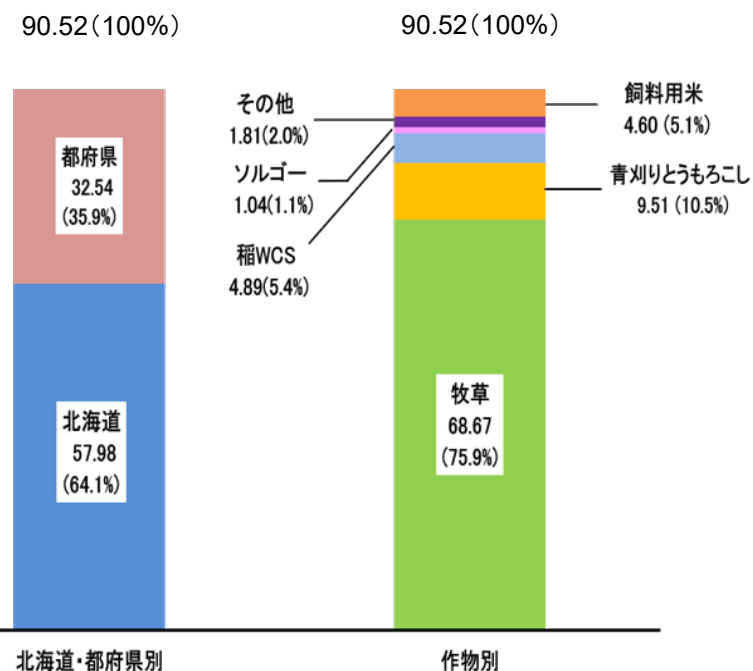
○ 全国の飼料作物作付面積及び収穫量の推移



資料:農林水産省「作物統計」、「耕地及び作付面積統計」、「新規需要米生産集出荷数量」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」

注:収穫量は飼料課で推計。
令和7年は概算値。

○ 飼料作物作付面積の内訳



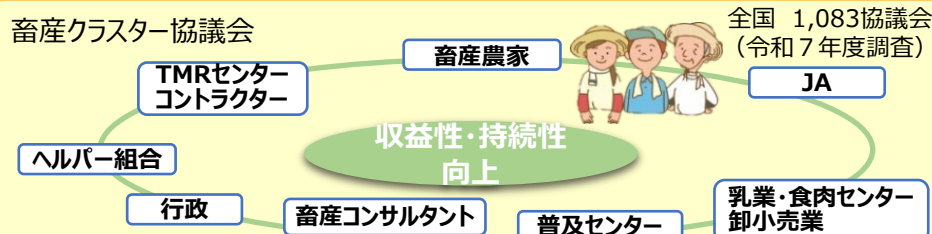
資料:農林水産省「作物統計」、「新規需要米の都道府県別の取組計画認定状況」
注:令和7年概算値。

- 畜産の収益性や持続性向上のために必要な施設の整備や機械の導入を支援。
- 経営安定・安定供給のための備えとして、畜種ごとの特性に応じた制度を措置。

畜産クラスター

施設整備、機械導入、調査・実証・推進

畜産クラスター計画に位置付けられた畜産農家等に対し、畜産の収益性や持続性向上のために必要な施設の整備や機械の導入を支援。また、地域の収益性を向上させる新たな取組の実証調査を支援。



地域の関係者が連携し、地域の収益性や持続性を向上させるための取組内容、目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

「畜産クラスター事業」の主な見直し内容（令和7年度補正）

①「持続性向上タイプ」を新たに創設

- ・従来のメニューに加え、収益性の向上に直ちに結びつかない取組※も支援
※国産飼料の生産・利用、雇用の創出、新規就農・経営継承、アニマルウェルフェア、家畜衛生、野生鳥獣害の防止など
- ・取組に必要な、車両消毒ゲートや野生動物侵入防止柵等を補助対象に追加
- ・施設の補改修や中古機械の導入を推進

②酪農への支援を再開

- ・施設整備事業について、国産飼料基盤（北海道40円/頭、都府県10円/頭）を要件にして、搾乳牛舎への支援を再開
- ・機械導入事業について、酪農関係の機械を導入する際の増頭制限を廃止

優良繁殖雌牛更新加速化事業

畜産クラスター計画に基づき、成長がよく肉質に優れた肉用子牛を生産するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛に更新する場合に、更新実績に応じた奨励金を交付。

（交付単価）

	優良な繁殖雌牛	希少な父牛に由来する繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

【事業実施主体】 畜産クラスター協議会、民間団体

酪農

加工原料乳生産者補給金等

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）を対象に、独立行政法人農畜産業振興機構を通じて対象事業者に対し、補給金等を交付。

（令和8年度加工原料乳生産者補給金単価9.11円/kg、集送乳調整金単価2.92円/kg（うち関連対策0.09円/kg）、総交付対象数量350万トン（うち関連対策25万トン））

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構

肉用牛

肉用子牛生産者補給金

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付。

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする指定協会

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。）

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構
（ただし、積立金の管理は農林水産大臣が指定した者）

養豚

肉豚経営安定交付金（豚マルキン）

標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出。）

【事業実施主体】（独）農畜産業振興機構

養鶏

鶏卵生産者経営安定対策事業

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、更に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付。（補填金のうち6分の5、奨励金のうち4分の1にそれぞれ相当する額は、生産者の積立金から支出。）

【事業実施主体】（一社）日本養鶏協会

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付（いずれも規模要件なし）。
- 水田活用の直接支払交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等を支援。

○経営所得安定対策等の概要

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付。
- 交付対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者（ナラシ対策も同じ）

【交付単価（令和8年産から適用）】

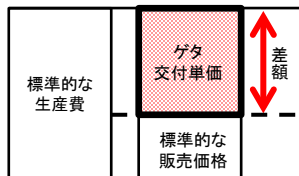
【数量払】 交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,590円/60kg	6,000円/60kg	てん菜	5,090円/1t	5,380円/1t
二条大麦	4,900円/50kg	5,220円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	14,090円/1t	15,030円/1t
六条大麦	5,710円/50kg	6,110円/50kg	そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg
はだか麦	8,330円/60kg	8,850円/60kg	なたね	6,410円/60kg	6,820円/60kg
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg			

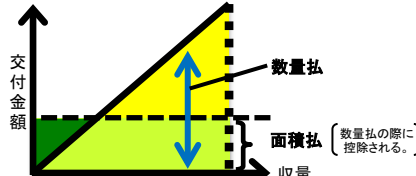
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

＜交付単価のイメージ＞

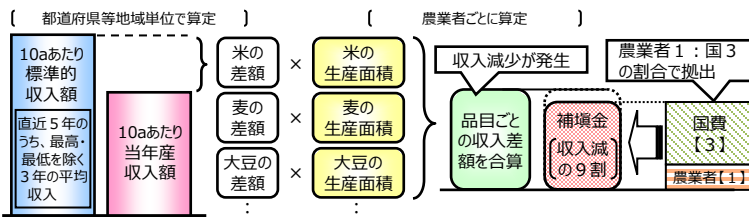


＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補填。



水田活用の直接支払交付金等

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

＜交付対象水田＞

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

2. 産地交付金

・ 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県・地域が支援内容を設定。

・ また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※3} （3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分）	1万円/10a

※3 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

3. 畑地化促進助成（令和7年度補正予算「畑地化促進事業」と併せて実施）

水田を畑として利用し、畑作物の定着等を図る取組のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援。

① 畑地化支援^{※4}：7万円/10a

② 定着促進支援^{※4}（①とセット）：2万円（3万円^{※5}）/10a×5年間
または10万円（15万円^{※5}）/10a（一括）

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）^{※6}

※4 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

※5 加工・業務用野菜等の場合

※6 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援。

5. コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米	9万円/10a
酒造好適米	取組年数に応じて最大3万円/10a ^{※7}

※7 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援

※8 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

経営所得安定対策等推進事業等

- 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成。

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業構造の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業者が市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定する制度として、平成5年に「認定農業者制度」を創設。
- 認定農業者数は、21.2万経営体、うち法人は年々増加し3.0万経営体（令和7年3月末現在）。

○農業経営改善計画の作成

農業者自らが、5年後の目標とその達成のための取組内容を記載

【記載事項】

- ・経営改善の方向
（年間農業所得の現状と目標、年間労働時間の現状と目標等）
- ・経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積等）
- ・生産方式の合理化の目標（例：機械・施設の導入、ほ場連担化、新技術の導入等）
- ・経営管理の合理化の目標（例：複式簿記での記帳等）
- ・農業従事の様態等に関する改善の目標（例：休日制の導入等）等

※農業用施設の整備に関する事項（施設の種類、規模、所在等）を記載することも可能

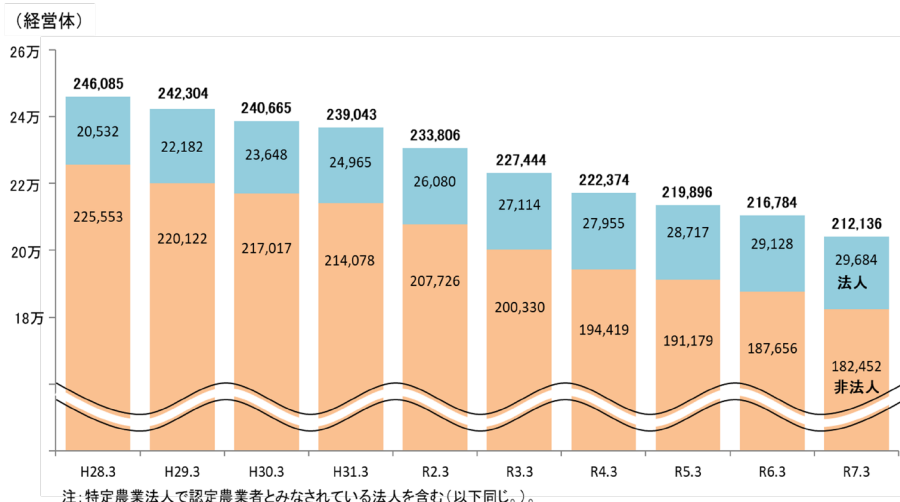
【認定要件】

- ・市町村基本構想に照らして適切なものであるか（目標所得を目指すものとなっているかどうか）
- ・農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであるか
- ・達成される見込みが確実であるか

＜農業用施設の整備に際して農地転用の許可を要する場合＞
・農地転用許可基準を満たしているかどうか

認定農業者

○認定農業者数の推移



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

○認定農業者に対する主な支援措置

経営所得安定対策	ゲタ対策、ナラシ対策※
融 資	スーパーL資金及び農業近代化資金
税 制	農業経営基盤強化準備金制度
農業者年金	農業者年金の保険料支援
農地転用	農地転用手続のワンストップ化

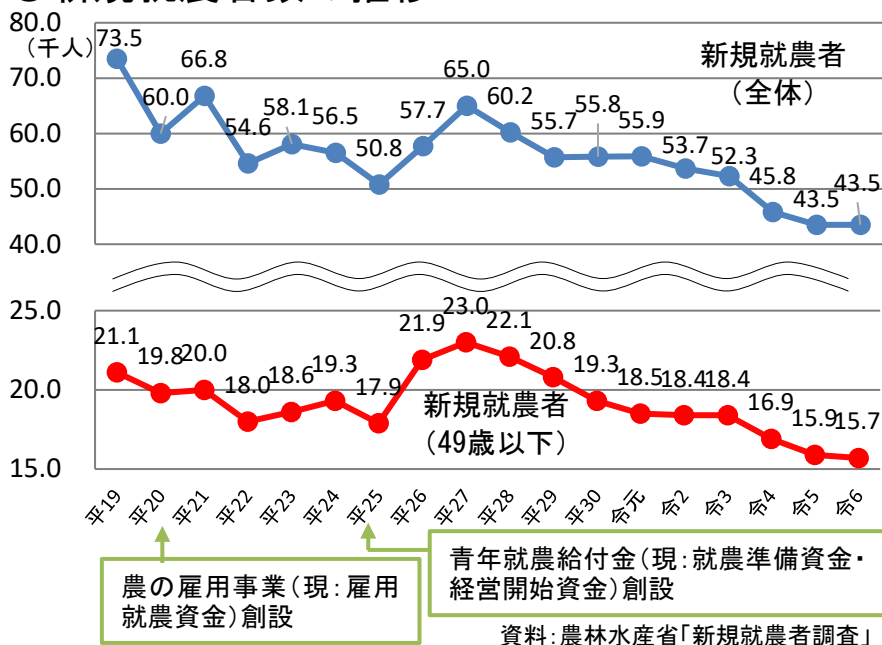
※ ゲタ対策とは麦・大豆等のコスト割れの補填、ナラシ対策とは米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネットのこと。

※1 農業経営を営む区域が市町村又は都道府県の区域を越える場合は、都道府県又は国へ申請

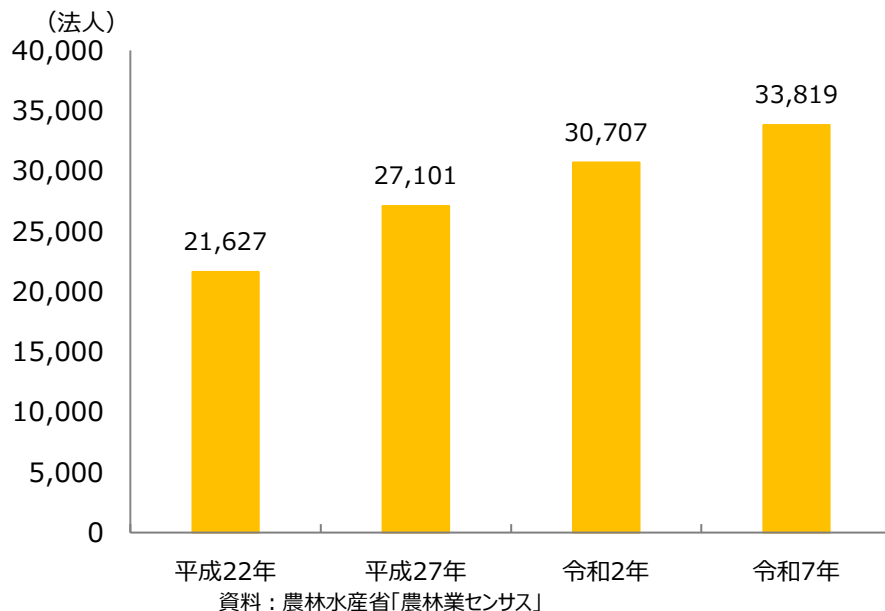
※2 電子申請も可能

- 我が国において高齢化・人口減少が本格化する中で、将来の担い手の確保・育成を図り、世代間のバランスのとれた農業構造にしていくことが重要。
- 将来の担い手として期待される40代以下の就農者は、近年は1万6～8千人前後で推移。また、雇用の受け皿としても期待される法人経営体は増加傾向で推移し、令和7年に33,819法人。

○新規就農者数の推移



○法人経営体数の推移



○49歳以下の就農(希望)者に対する主な支援策

経営発展支援事業

都道府県が認定新規就農者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援(国費上限500万円)。

世代交代円滑化タイプ

円滑な経営継承・経営発展に向け、機械・施設等の導入・修繕・移設・撤去や、法人化や専門家の活用等の取組を支援(国費上限600万円)。

就農準備資金(※1)

研修期間中の研修生に対して、13.75万円/月(165万円/年)を最長2年間交付。

経営開始資金(※1)

独立・自営する認定新規就農者に対して、13.75万円/月(165万円/年)を最長3年間交付。

雇用就農資金(※2)

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して、60万円/年を最長4年間助成。

※1 令和3年度以前の「農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)」

※2 令和3年度以前の「農の雇用事業」

○法人化に対する主な支援策

農業経営・就農サポート推進事業

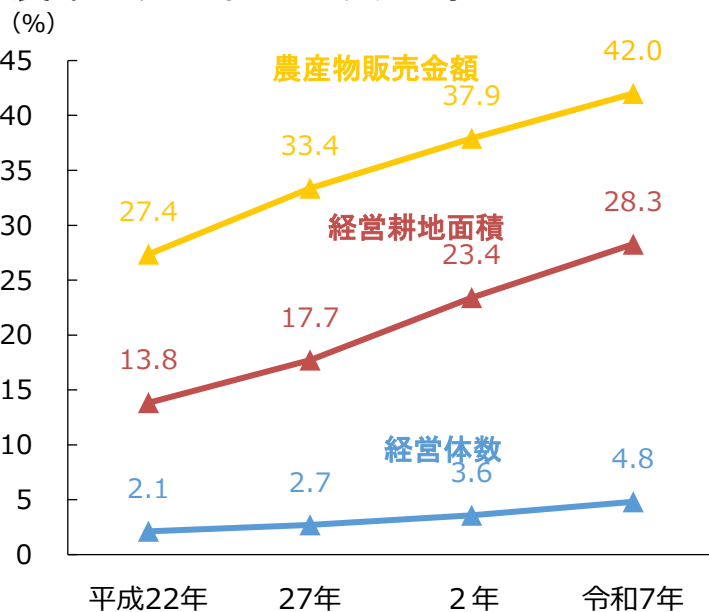
都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業者の課題解決(法人化等)に必要な助言等の取組を支援。

集落営農連携促進等事業

集落営農の連携・合併に向けたビジョンを策定する組織の法人化を支援(定額25万円)。

- 農業法人の重要性が増す中、その経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上の取組を推進する必要。
- また、企業の農業参入は、平成21年の農地法改正により、企業への農地リースが全面自由化され、約5千以上の法人が参入。
- 一方、令和7年3月末までに策定された地域計画により、10年後に有効利用される見込みのない農地が多く存在することが明らかになり、その解消には、他地域の農業法人や異業種の企業の参入をより一層促進していく必要。

○農業生産に占める法人等のシェア



資料：農林水産省「農林業センサス」

○経営基盤強化に対する主な取組

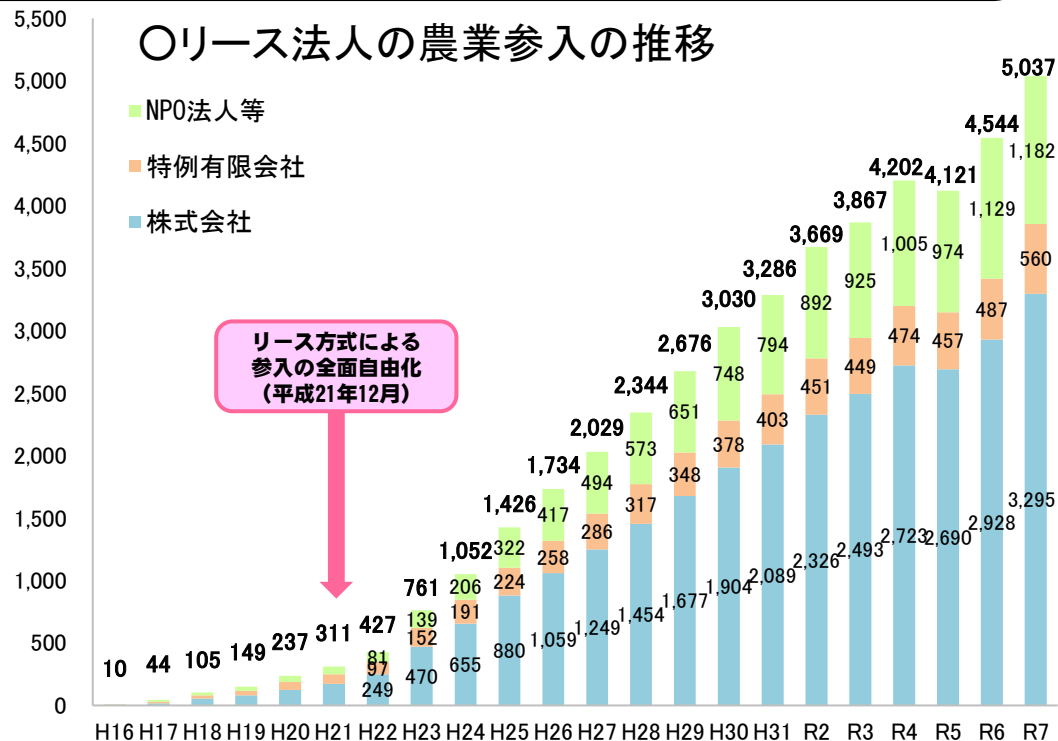
経営発展・就農促進委託事業

農業者の経営基盤の強化に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業法人の企業価値評価手法等の研究・開発等を実施。

農業経営人材の育成に向けた官民協議会

令和6年6月に農業関係団体や士業団体を構成員とする官民協議会を設置し、農業者の経営管理能力の向上等の取組を推進。

○リース法人の農業参入の推移



農業会計ルール普及・利用拡大検討委員会

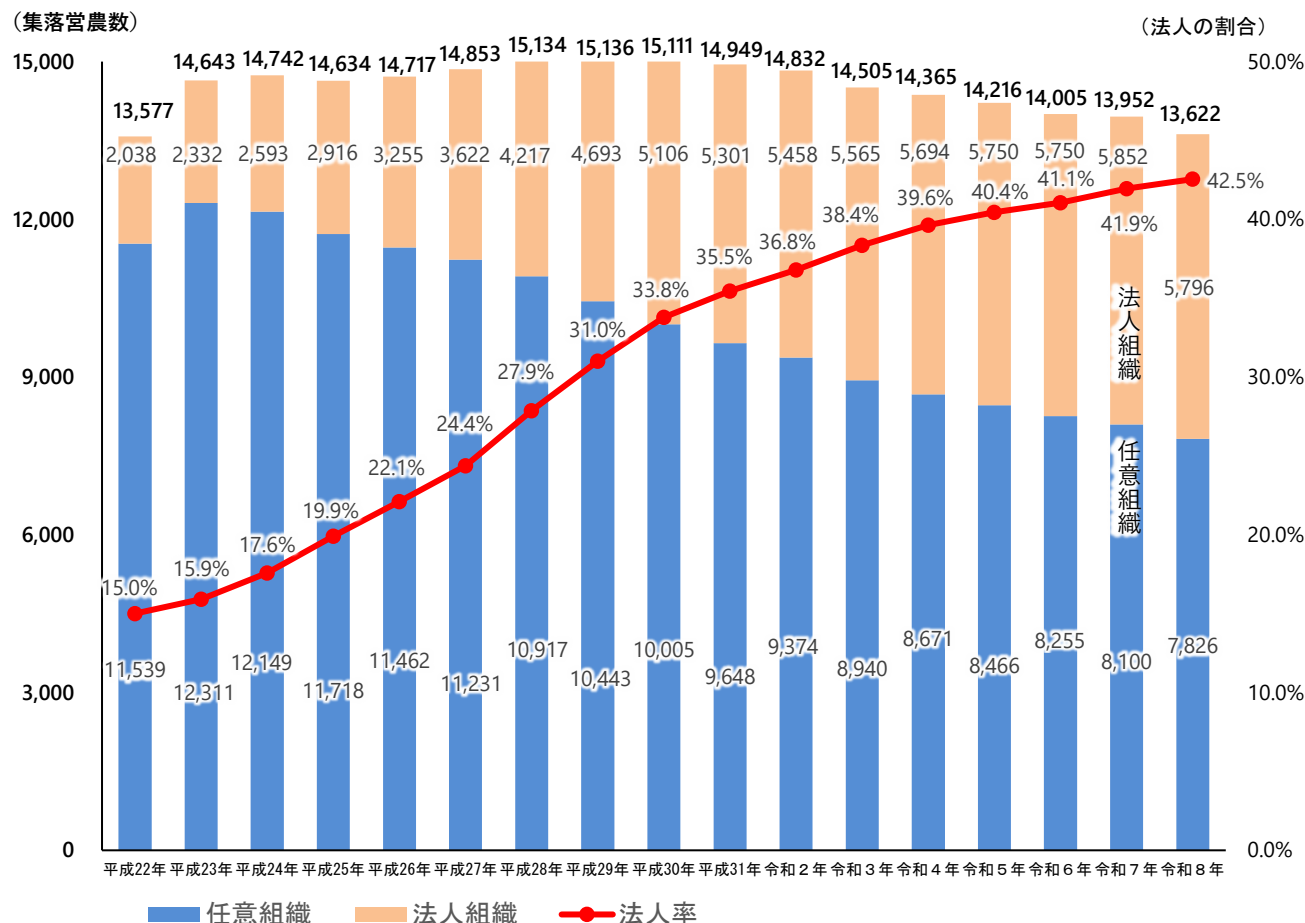
令和7年6月に税理士、公認会計士の団体や民間金融機関等から構成される検討会を設置し、透明性の高い農業会計ルールの普及・利用拡大を推進。

農業経営発展計画制度

農地所有適格法人の議決権に関する要件の特例を措置し、食品事業者等からの出資による、農地所有適格法人の農業経営の発展を推進。

○ 集落営農数は平成29年をピークに減少傾向で推移。一方、集落営農に占める法人の割合は増加傾向で推移しており、令和8年は前年から0.6ポイント増加。

○集落営農数の推移



集落営農の構成員の高齢化等が進む中、組織運営に不可欠な経営基盤の強化など適切な農地利用と農業の持続的な発展を図る必要。

集落営農連携促進等事業

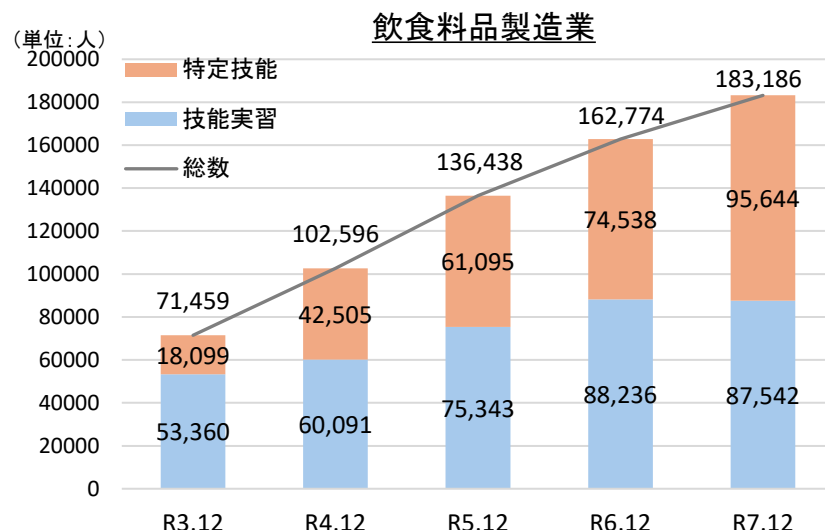
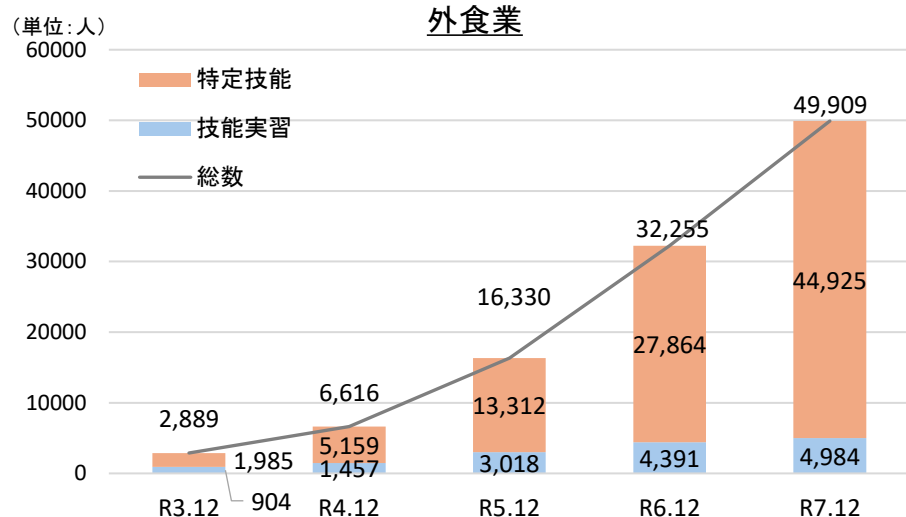
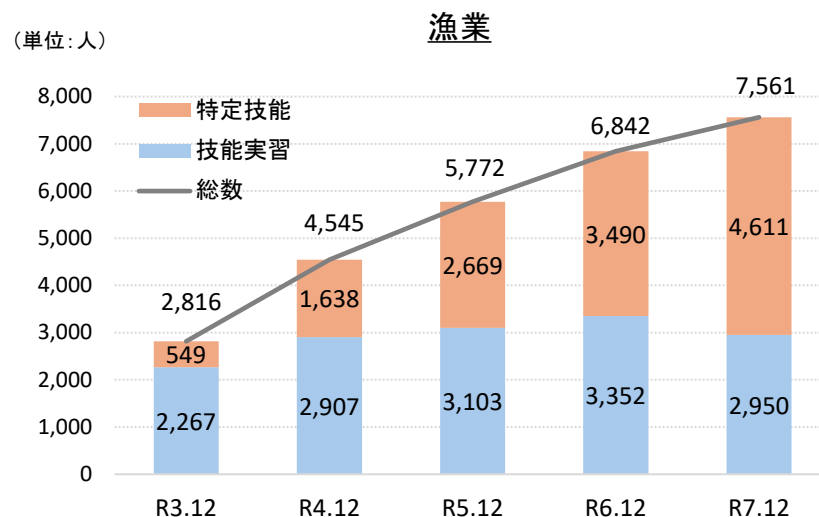
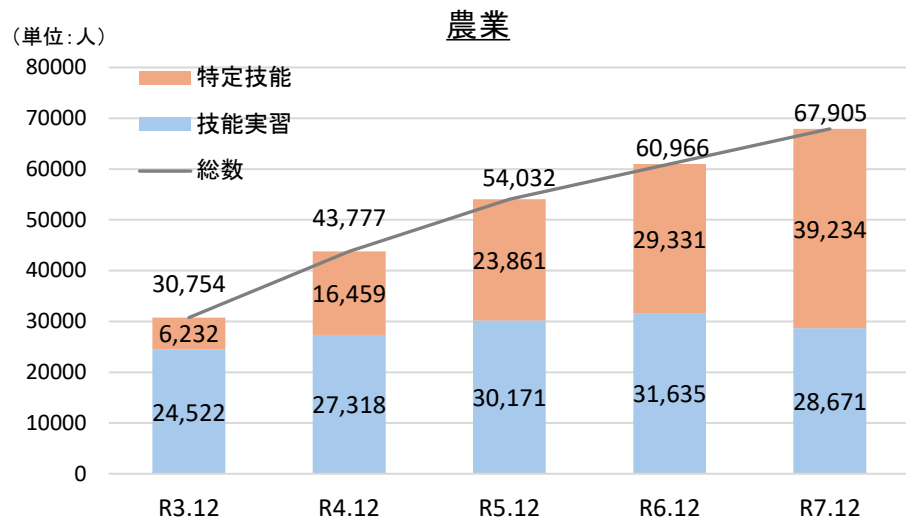
集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。

資料: 集落営農実態調査(各年2月1日現在)

※令和6年能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)の集落営農については、令和6年の調査結果には含めていない。

○ 外国人材については、農業(67,905人)、漁業(7,561人)、外食業(49,909人)、飲食料品製造業(183,186人)の受入れとなっている。

※令和7年12月末時点



資料：出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」を基に農林水産省及び水産庁で作成

○ 農林水産業・食品産業分野の外国人材受入れの仕組みとして、実習目的の「技能実習制度」と就労目的の「特定技能制度(平成31年4月創設)」がある。

○技能実習制度と特定技能制度の比較について

	技能実習制度 (技能実習法)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定技能 1 号」、「特定技能 2 号」 ➤ 就労目的
在留期間	最大で最長 5 年 1 年目 技能実習 1 号 ↓ (技能評価試験 (初級) を受検・合格) 2・3 年目 技能実習 2 号 ↓ (技能評価試験 (専門級) を受検・合格) ※実習開始前に 1 ヶ月以上の帰国が必要 4・5 年目 技能実習 3 号 (技能実習期間中は原則帰国不可)	「特定技能 1 号」：通算 5 年 (1 年を超えない範囲の在留期間を更新) 「特定技能 2 号」：上限なし (3 年、1 年又は 6 月の在留期間を更新) ※在留期間中の帰国可
従事可能な業務の範囲	農業関係 ・耕種農業：「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業：「養豚」「養鶏」「酪農」	<1号> ・耕種農業全般 ・畜産農業全般 <2号> 当該業務に関する管理業務 + (現場リーダー、農場長など)
	漁業関係 ・漁船漁業：「かつお一本釣り漁業」「延縄漁業」「いか釣り漁業」「まき網漁業」等 ・養殖業：「はたてがい・まがき養殖」	・漁業全般 ・養殖業全般 当該業務に関する管理業務 + (現場リーダー、養殖長など)
	食品産業関係 ・「缶詰巻締」「食鳥処理加工業」「パン製造」「水産練り製品製造」「そう菜製造業」等 ・「医療・福祉施設給食製造」	・飲食料品製造業全般 (酒類を除く) ・外食業全般 当該業務に関する管理業務 + (部門長、ライン長など) 店舗経営 + (店長、エリアマネージャーなど)
技能水準※	—	「特定技能 1 号」：相当程度の知識又は経験と する技能 「特定技能 2 号」：熟練した技能
日本語能力 の水準 ※	—	「特定技能 1 号」：ある程度日常会話ができ、生活に 支障がない程度の能力を有すること を基本 「特定技能 2 号」：日本語能力試験B1相当以上 (R9.4.1から、当該日本語能力水準 に係る省令が施行予定)
外国人材の 受入れ主体 (雇用主)	実習実施者 (農業者等)	・農業経営体、漁業経営体、 飲食料品製造事業者、外食事業者 ・派遣事業者 (農業・漁業分野のみ)

○特定技能制度による受入れ

分野	5年間の 受入れ 上限数※1	受入れ 人数※2
農業	73,300人	37,952人
漁業	14,800人	4,590人
飲食料品 製造業	133,500人	93,393人
外食業	50,000人	43,869人
林業	900人	0人
木材産業	4,500人	15人

※1:令和 6 年 4 月～令和 11 年 3 月末までの 5 年間
 ※2:令和 7 年 12 月末時点 (速報値) 特定技能 1 号在留外国人数
 ※3:林業については、令和 6 年 3 月に「特定技能 1 号」の対象分野に追加され、同年 9 月に関係省令等が整備されたばかりであるため、令和 7 年 12 月末時点では受入れがない。

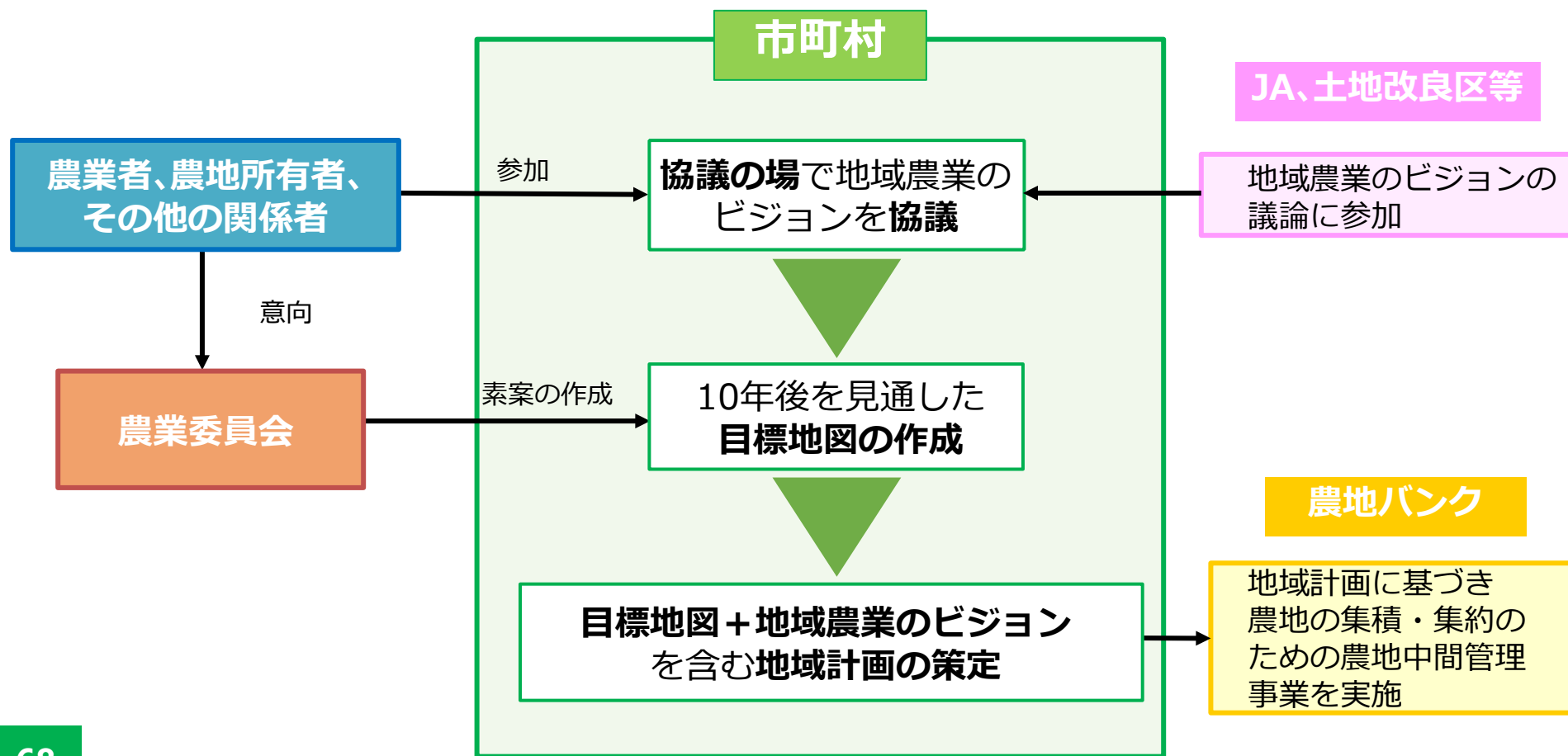
○育成就労制度の創設

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的とする技能実習制度から、特定技能 1 号水準の人材育成と確保を目的とする育成就労制度へ改正 (令和 6 年 6 月に関連法案が成立)。
 ・施行は令和 9 年 4 月 1 日。

※ 業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、1 号については、技能実習 (3 年) を修了した者は試験を免除。

- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、令和7年4月末までに全国1,615市町村、18,894地区で地域計画を策定。
- 地域計画区域内の農用地等面積は422万haと農地のほとんどをカバーしている一方で、将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約3割にのぼる。
- 地域計画は、一度策定して終わりではなく、随時見直し、完成度を高めていくことが重要。

○ 地域計画策定の流れ

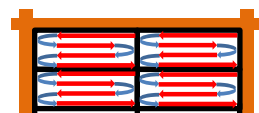


○ 区画の拡大、排水改良、用排水路の整備等により、農作業の機械化・省力化が図られ、稲作労働時間、米の生産コストともに減少。

○農地の大区画化



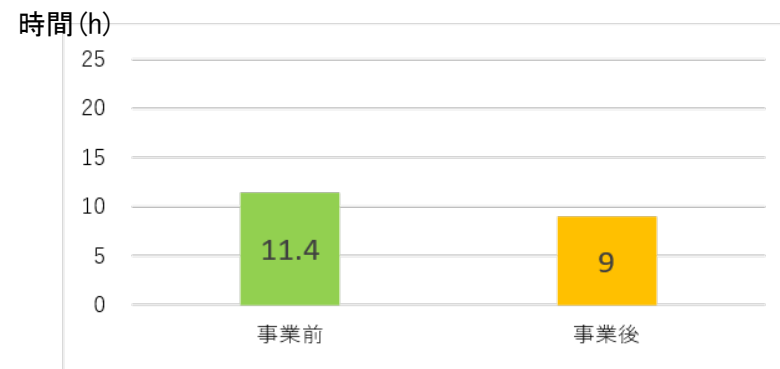
○自動走行農機等の活用を可能にする区画整理



— 直線(自動) — ターン(手動)

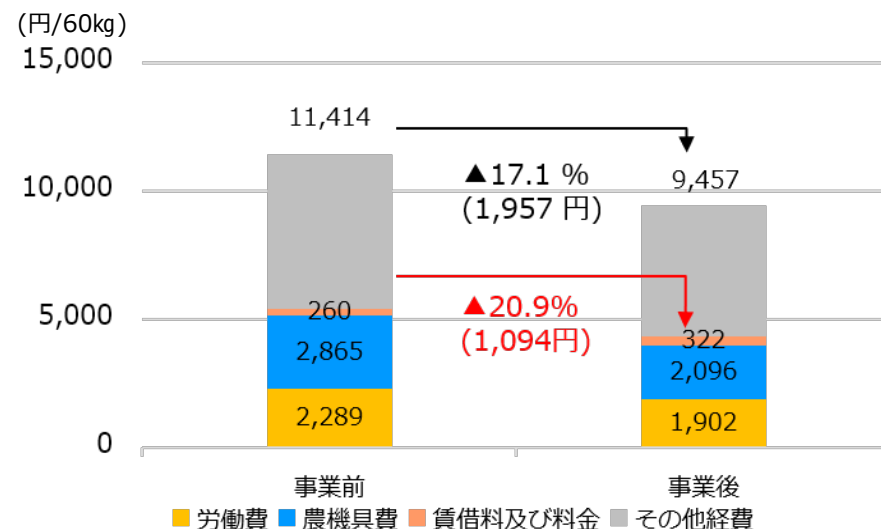
長辺をより長くした大区画ほ場の整備により、ターン回数を減らし、自動走行農機を効率的に運用

○10a当たりの稲作労働時間の変化



資料：令和4年度～令和6年度完了地区のうち、おおむね50a以上に整備した地区（回答があった112地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

○60kg当たりの米の生産コストの変化



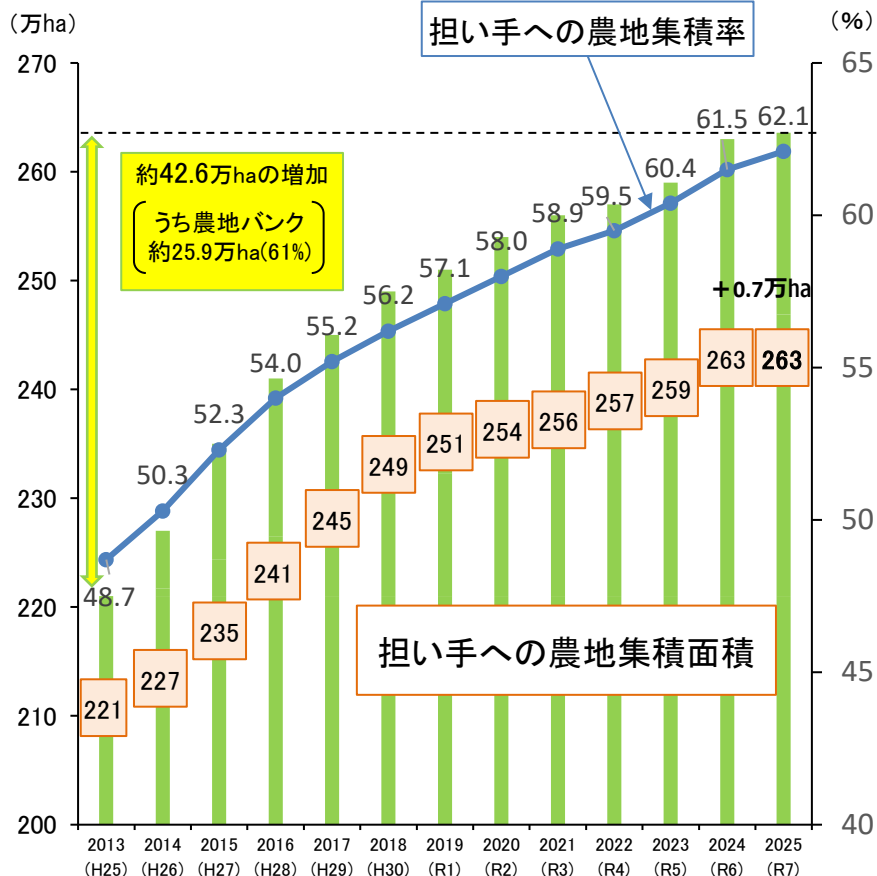
資料：令和4年度～令和6年度完了地区のうち、おおむね50a以上に整備した地区（回答があった114地区）における担い手聴取調査（農林水産省農地資源課）に基づき作成

○ 農地バンク(農地中間管理機構)が創設された平成26年度以降、担い手への農地集積面積は増加。令和7年度は0.7万ha増加し、そのシェアは62.1%となった。

○ 農地バンクによる集積面積は、約25.9万haと新規集積面積全体の約6割。

○担い手への農地集積面積とシェア

目標 2030年度に7割

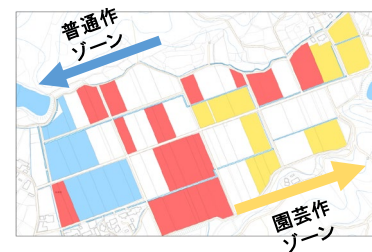


※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成 (年度末)

農地(田・畑)のゾーニングで、農地交換による生産性向上を支援(福岡県朝倉市烏集院地区)
うすのいん

取組の概要

- ① 福岡県農地バンクは農業委員・地域リーダーと連携し、耕作者の意向をとりまとめ、普通作と園芸作が入り組んだ状況の解消や生産性の向上に重点を置いた集約計画を作成し農地(田畑)の交換による集約化を支援したことで、地域内の団地面積が4.1ha増加。
- ② 農地バンクは農地交換で確保した受け手不在農地について、就農希望者や地区外の担い手に対して視察会や地域リーダーとの面談を企画するとともに、農地を1.3ha貸し付けて経営規模の拡大を支援。
- ③ また、田畑をまとまりのある形に集約した上で、さらなる生産性向上や水不足解消を図るため、地元の費用負担を考慮し、農地の大区画化や排水改善、用水確保に係る条件整備を提案。
その後、農地耕作条件改善事業を実施して営農条件を整備し、併せて、機構協力金を活用することで、条件整備に係る地元負担を軽減。

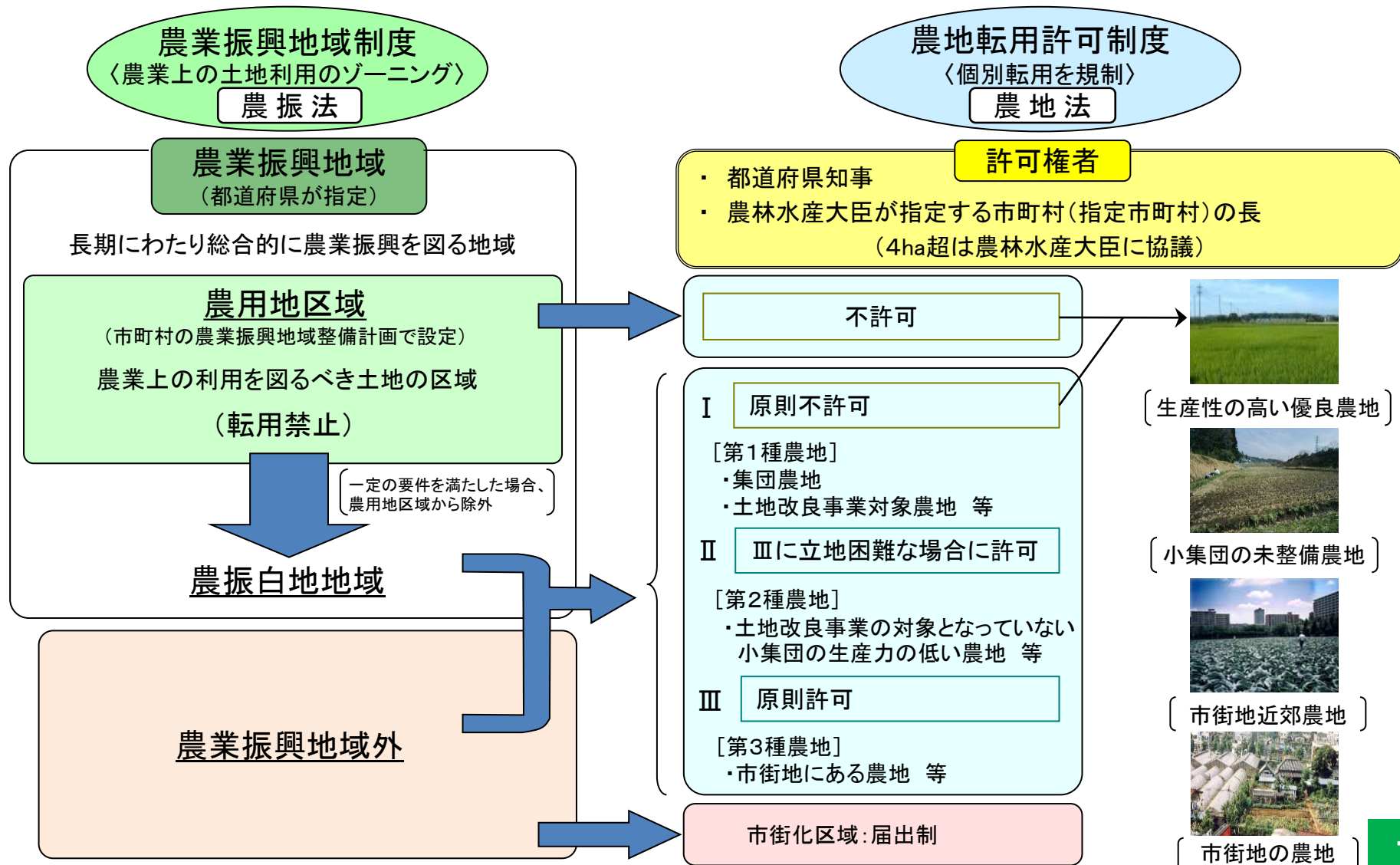


取組の効果

○地域内の団地面積 : 1.2ha → 5.3ha

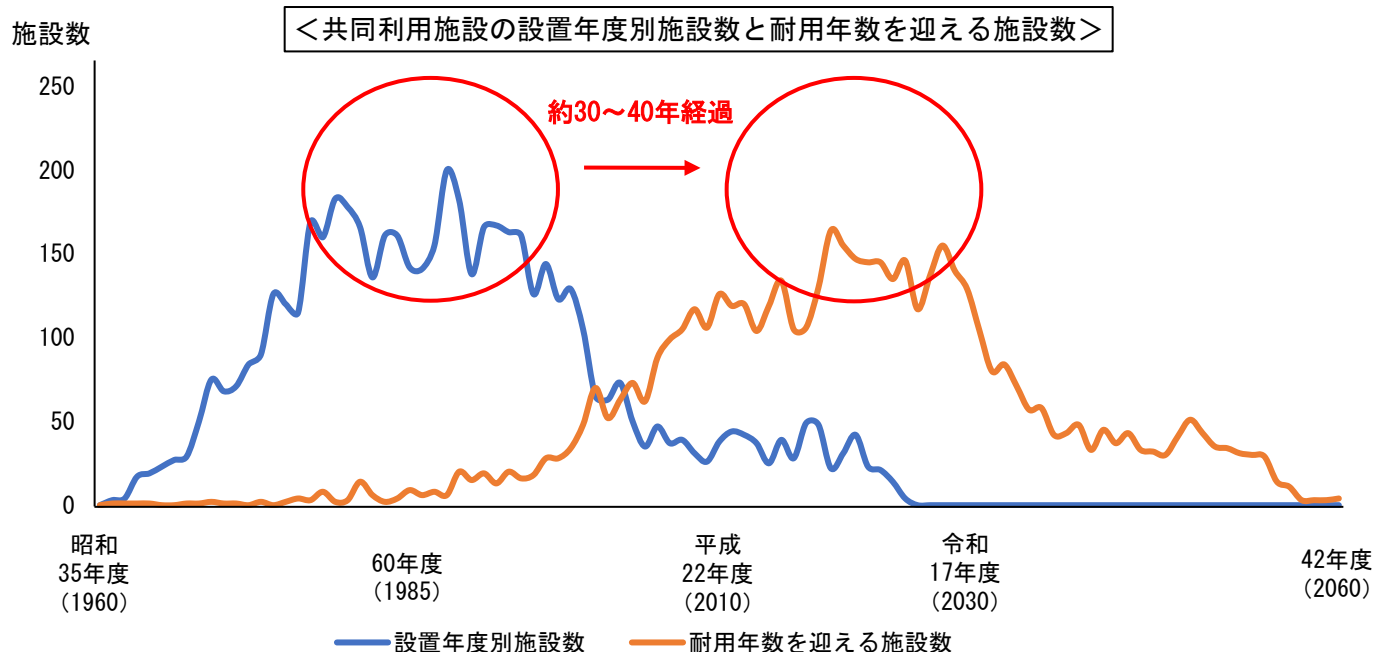
○担い手への農地集積率 : 58.9% → 64.6%

- 農地は、国民に対する食料の安定供給のための資源であり、必要な農地を確保することが重要。
一方で、農村地域での転用需要にも適切に対応する必要。
- このため、農業振興地域制度において、市町村が農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域として指定し、農地転用を禁止するとともに、農地転用許可制度において農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の支障が少ない農地に誘導。



- 農畜産物の調整保管や、加工、流通を支える共同利用施設の耐用年数は、一般的に約30～50年である中、稼働している共同利用施設のうち、約7割※が30年以上前に設置された施設となっている。
- また、農業者の減少に伴い、施設利用者の減少による施設稼働率の低下や、経年劣化、旧式化に伴う、施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者の負担の増加が発生しており、施設利用率の向上や計画的な修繕・更新等を行いつつ、共同利用施設の再編集約・合理化を進めていくことが必要。

※ JA全中（一般社団法人全国農業協同組合中央会）調べ



資料：JA全中「令和7年度JAグループ共同利用施設に関するフォローアップ調査（令和7年11月）」を基に農林水産省作成

産地の実態を踏まえた、既存施設の役割の見直しに係る協議の実施や修繕・更新に係る計画の策定及びその実施体制の構築等を行った上で、地域計画に基づく産地の将来像の実現に向け、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進。



新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化した穀類乾燥貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援。

- 土地改良事業は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性を向上させるとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのものである。
- さらに、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、多様な地域住民が生活する場でもあり、多面的機能が発揮される場所である農村の振興にも大きな役割を果たしている。

土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題1： 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減【政策目標1】

- ・担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

国内の需要等を踏まえた生産の拡大【政策目標2】

- ・国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

政策課題2： 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保【政策目標3】

- ・基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進
- ・施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICTの導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

農村の振興

政策課題4： 農村の価値や魅力の創出

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出【政策目標5】

- ・生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進
- ・多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進【政策目標4】

- ・防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進
- ・気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進

食料安全保障の確保

多面的機能の発揮

大規模自然災害への対応

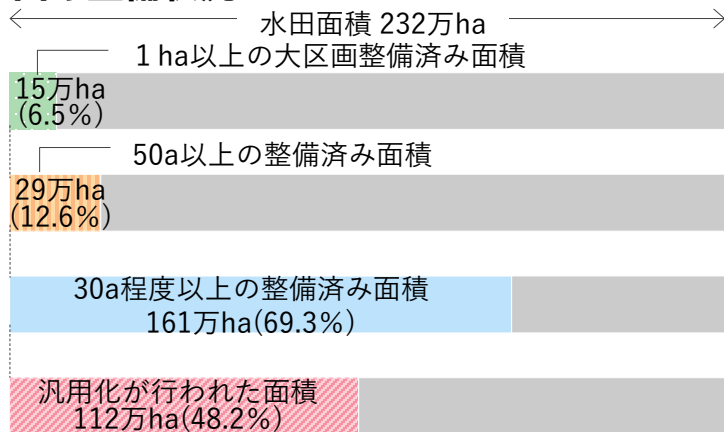
- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応
- 2 土地改良区の運営体制の強化
- 3 技術開発の促進と普及、人材の育成
- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

- 区画が整備された水田は161万ha（69.3%）、畑は129万ha（66.1%）（R6年3月末時点）。
- 標準耐用年数を超過した基幹的施設数の割合は、2007年から2024年にかけて42%から59%へと増加。また、標準耐用年数を超過した基幹的水路の延長の割合は、同期間において25%から50%へと増加。
- 農業用排水施設の維持管理を担う土地改良区は、合併等により、地区数が減少し1地区当たりの受益面積が増加。

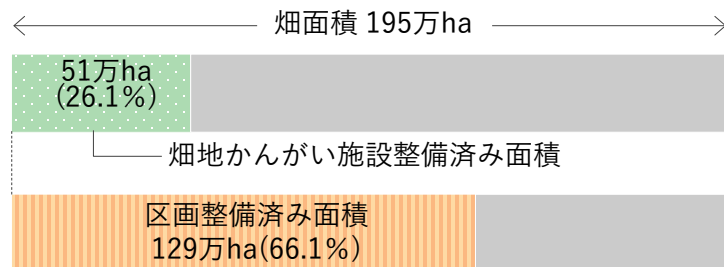
○水田の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
 注：1)「汎用化が行われた面積」は、「30a程度以上の整備済み面積」のうち、暗渠排水の設置等が行われ、地下水位が70cm以深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

2)「水田面積」は令和6(2024)年7月時点の田の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和6(2024)年3月末時点の数値

○畑の整備状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
 注：「畑面積」は令和6(2024)年7月時点の畑の耕地面積の数値、それ以外の面積は令和6(2024)年3月末時点の数値

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2024年（R6）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,781	4,622	59%
貯水池	1,237	104	8%	1,295	137	11%
取水堰	1,949	442	23%	1,978	943	48%
用排水機場	2,801	1,801	65%	3,035	2,411	79%
水門等	1,062	535	50%	1,140	883	77%
管理設備	219	159	73%	333	248	74%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	52,118	25,814	50%

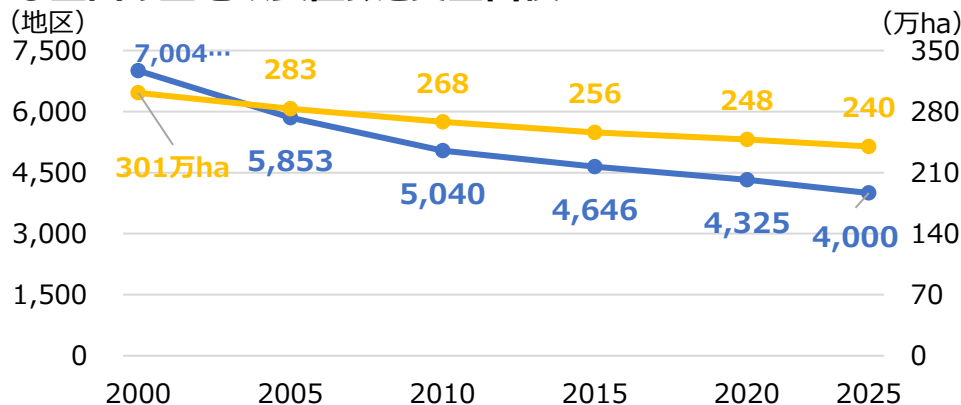
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」（2024年3月時点）

注1：基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2：「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○全国の土地改良区数と受益面積



資料：農林水産省「土地改良区設立状況等調査」

- **スマート農業の社会実装に向け、スマート農業技術※を生産現場に導入・実証し、経営効果を検証するプロジェクトを令和元年度から開始し、全国217地区で実証。スマート農業技術活用に関する効果が実感される一方、生産サイドと開発サイド双方での課題が明らかになった。**
- ※ 情報通信技術を用いた技術であって、農作業の効率化等を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するもの。

スマート農業実証プロジェクトの展開

- スマート農業技術を生産現場に導入し、経営効果を明らかにする**スマート農業実証プロジェクトを全国で展開**
- プロジェクトを通じて、**危険・重労働からの解放、現場のはりつきからの解放、初めての方でも農作業に取り組みやすくなる、農産物の収量や品質の向上、労働時間の削減等の効果が判明**

令和元年度 69地区
(H30補正：61.5億(内数)+R元当初：5.0億)

令和2年度 55地区
(R元補正：71.5億(内数)+R2当初：7.5億)
・棚田・中山間や被災地、畜産・園芸等の品目を採択
・ローカル5G通信基盤整備（総務省事業）と連携したリモート技術の実証（以下、ローカル5G事業という）

令和2年度 24地区
緊急経済対策（R2一次補正：10.5億）
・新型コロナウイルスで人手不足が深刻化した品目・地域が対象
・農業高校等との連携による人材育成

令和3年度 34地区
(R2三次補正：62億(内数)+R3当初：7.5億)
・農政の重要課題に即した5つのテーマ（輸出促進等）に基づき実証
・ローカル5G事業

令和4年度 23地区
(R3補正：48.5億(内数)+R4当初：7.3億)
・作業集約又はシェアリングによりスマート農業技術の効率的な活用に産地ぐるみで取り組む実証
・ローカル5G事業

令和5年度 12地区
(R4補正：44億(内数)+R5当初：5.5億)
・海外依存度の高い農業資材や労働力の削減、自給率の低い作物の生産性向上等に必要スマート農業技術を導入するための実証

スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難易度が非常に高く、実用化に至らず



異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律(令和6年法律第63号)

- 今後約20年間で、基幹的農業従事者は現在の約1/4(116万人→30万人)にまで減少すること等が見込まれ、従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。
- このため、「スマート農業技術活用促進法」を制定し、計画認定者に対して税制・金融等の支援措置や各種支援事業の優遇措置等により集中的かつ効果的に支援を行い、農業の生産性の向上を図る。

スマート農業技術活用促進法の制定 (令和6年6月公布、同10月施行)

＜令和12年度までにスマート農業技術の活用割合を50%以上に向上＞

生産方式革新実施計画

- ・**スマート農業技術の活用**と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等**新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模で行い、**スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定**し、生産性の高い農業を実現。

【申請者】

- ・農業者又はその組織する団体

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・行政手続の簡素化
(ドローン等の飛行許可・承認等) など



現状



将来の姿

開発供給実施計画

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、重点開発目標として明示し、これに沿って**スマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定**し、開発及び成果の普及を促進。

【申請者】

- ・農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等

【支援措置】

- ・日本政策金融公庫の長期低利融資
- ・農研機構の研究開発設備等の供用等
- ・行政手続の簡素化(ドローン等の飛行許可・承認) など



アイガモロボ
第11回ロボット大賞
農林水産大臣賞

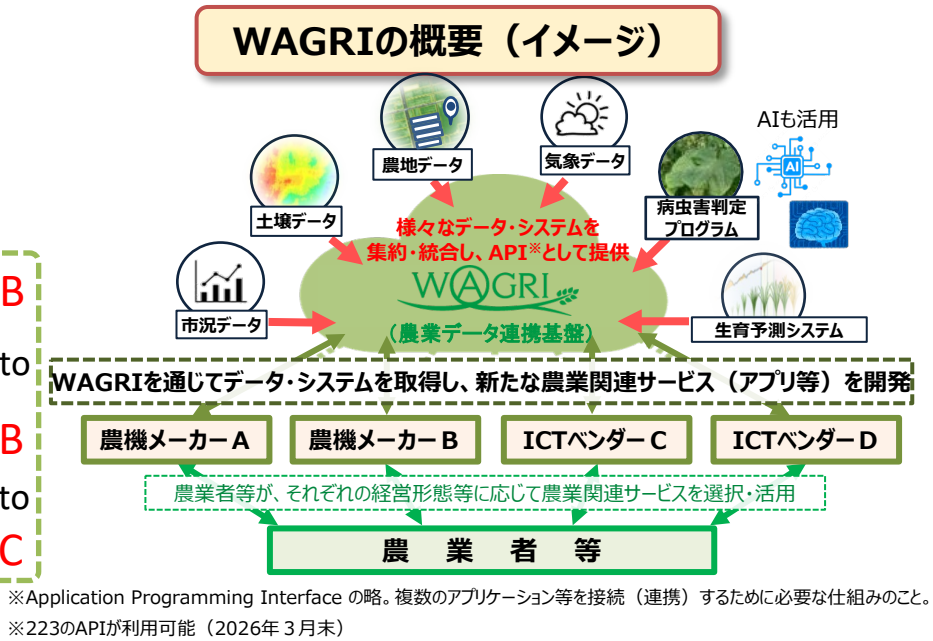
「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」を創設(令和8年度当初予算・令和7年度補正予算)し、スマート農業技術開発等に係る施策を措置

(スマート新法に基づく技術開発・実用化、ソフト・ハードの一体的支援、スタートアップ支援の対象拡充、サービス事業者の育成・活動の促進等)

社会実装の下支え

関係府省と連携したスマート農業技術活用の促進のための環境整備

- 農業の生産性向上に向けて、衛星や各種センサ等で得られたデータの活用が不可欠であり、データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤(WAGRI)を構築。2019年4月から農研機構を運営主体として運用を開始し、2026年3月末現在、126の民間事業者等が活用(会員登録)し、農業者等向けサービスを開発・提供(B to B to Cの仕組み)。
- 農研機構が農業に関する質の良い大量のデータを学習させた農業用基本AIモデルを開発。これを地域データでファインチューニング等することで、高精度な地域特化型AIを開発するコンセプトで横展開を図り、データ活用を促進。



AIの活用

- ①全国から農業データを収集し、ベースとなる**基本AIモデルを開発**
- ②基本AIモデルを地域特有のデータを用いて**地域毎にファインチューニング**すること等により、**地域特性に対応した個別AI開発**を促進

高精度な地域版AIモデルを迅速・低コストで開発可能に

2026年度から**地域版AIの開発・実証を加速化し、生産現場でのAI実装を推進**することで、
現場データの活用による生産性向上等を実現。

WAGRIの活用事例
 (株)ファーム・アライアンス・マネジメント「FarmChat」

○ WAGRIの農業データや気象データ、青果物市況データなどを農業者向けスマホ用アプリに連携

市況情報サービス

市場の入荷量の推移を時系列で表示

AI機能 (2026年10月頃実装予定)

WAGRIからAPI連携により取得した農業データや気象データ等をもとに回答を生成

地域特化型AIによるAI活用のイメージ (生成AIの例)

農業用基本生成AIモデル
(全国モデル)
農研機構が開発

➡

地域特化型生成AI
(地域モデル)

➡

地域ごとの特性を踏まえた回答を生成可能に

ファインチューニング※1

地域特化知識

- 地域特有の情報
 - 土壌情報、気象条件
 - 品種の固有名称
 - 等
- 栽培指導関係
 - 優良農業者の特徴
 - 栽培指導のポイント
 - 等

ファンクションコーリング※2

RAG (検索拡張生成)

- 地域の栽培マニュアル
- 農業者の日誌情報
- 等

WAGRI

- 農地API
- 気象API
- 農業API
- 等

※1 事前学習済みのモデルを、目的とするタスクに特化した学習データにより追加で学習させること。
 ※2 生成AI(大規模言語モデル)が外部のシステムやプログラムの機能を呼び出して処理を実行する仕組み。

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。また、スマート農業技術活用促進法に基づき支援。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

(株) レグミン



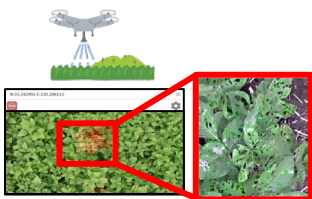
圃場内の自律走行および薬剤の自動散布を行う農業ロボットを開発し、それによる農薬散布サービスを提供

コネクテッドロボティクス (株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能なロボットサービスを提供

(株) オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン (株)



養殖現場で生簀の遠隔餌やりを可能とするスマート給餌機を提供

各段階の課題への対応

スタートアップ創出強化対策 (スタートアップ総合支援プログラム (SBIR支援))

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

SBIR制度のもと、研究開発・事業化を目指すスタートアップ等へのプログラムマネージャー等による伴走支援、将来のアグリ・フードテックを担う優秀な若手人材の発掘・能力向上等の取組を切れ目なく支援

農林水産省中小企業イノベーション創出推進事業 (SBIRフェーズ3基金)

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

スタートアップ育成5か年計画を具現化するため、スタートアップ等の有する先端技術を活用した、社会実装に繋げるための大規模技術実証を支援

スタートアップ大規模技術実証支援事業 (SBIR支援)

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

現場課題の解決に直結する革新的な技術の事業化を目指す農林水産・食品分野のスタートアップの大規模技術実証を支援

農林漁業法人等投資円滑化法に基づく投資

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農林漁業法人等投資円滑化法に基づき、農林漁業・食品産業に寄与する新たな取組にチャレンジするスタートアップ等の事業者への資金供給を促進

日本政策金融公庫の融資制度

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農商工等連携事業計画の大臣認定を受けない場合でも、農林水産業支援サービス業を営む者であって、一定程度中小企業者の付加価値額の増加が見込まれる取組を対象

農業支援サービス事業の育成対策

発想・構想段階

開発・実用化段階

事業化段階

市場拡大・普及段階

農業支援サービス事業者の新規参入・既存事業者による新たなサービス事業の育成・普及を加速化するため、新規事業立ち上げ当初のビジネス確立等を支援

スマート農業技術活用促進法に基づく支援

スマート農業技術活用促進法に基づき、生産方式革新実施計画、開発供給実施計画の認定を受けた農業者や事業者は、日本政策金融公庫の長期低利融資、農研機構の施設供用等の支援措置や税制特例措置を受けることが可能
※林業・漁業は本法律の対象外

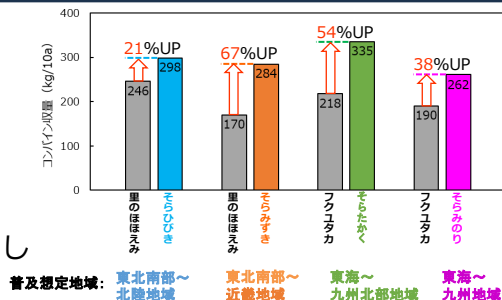
○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）のもと、食料の安定供給に向け、多収化、省力化、スマート農業技術への対応等に資する品種開発による生産性の向上に加え、気候変動等に起因する作物の高温障害や病害虫による品質や収量の低下等の課題に対応した品種開発を進めることとしている。

近年農研機構・国際農研で開発された品種

多収性品種

大豆「そらシリーズ」

- ・既存品種より2割以上多収で
ダイズ葉焼病抵抗性と
難裂莢性を持つ。
- ・4品種で東北南部から九州
までを栽培適地としてカバーし
940ha（R7）に作付け。



水稻「とよめき」

- ・既存品種より2割以上多収で、
冷凍米飯等の加工用に適している。
- ・関東、北陸を中心に約700ha（R7）で作付け。

そらシリーズと既存品種の収量の差

高温耐性品種

水稻「にじのきらめき」

- ・高温でも白未熟粒の発生が少なく、
倒伏にも強い。
- ・東北以南において約2.6万ha（R7）で作付け。



「にじのきらめき」(左)

ぶどう「グロースクローネ」

- ・高温でも着色しやすく、極大粒。
- ・中部地方以西において普及を推進中。

病害虫抵抗性品種

かんしょ「コガネタイガン」

もどくされびょう

- ・サツマイモ基腐病に抵抗性があり、
でん粉用にも焼酎原料用にも利用可能。
- ・南九州において普及予定。



「コガネタイガン」の塊根

なす「あのみりパワー」

- ・青枯病抵抗性が「強」であり、受粉しなくても果実が肥大する
性質や、へたなどにトゲが発生しない性質等も有する。
- ・北関東を中心に普及予定。

スマート農業技術に適合した品種

りんご「紅つるぎ」

- ・樹姿を壁状に仕立てやすく、作業の
機械化等の省力化栽培に適する。
- ・良食味であり、全国のりんご産地で
普及予定。



「紅つるぎ」の壁状栽培

大豆「里のほほえみ」

- ・難裂莢性をもつため成熟しても莢が裂けにくく、
コンバイン収穫でのロスが少ない。
- ・関東、北陸、東北を中心に約1.5万ha（R6）で作付け。

輸出向け品種

茶「せいめい」

- ・海外需要が高い抹茶、粉末茶における
色合い等の加工適性が優れる。
- ・関東以西の茶産地で
約150ha（R6）の作付け。



「せいめい」の鮮やかな緑色

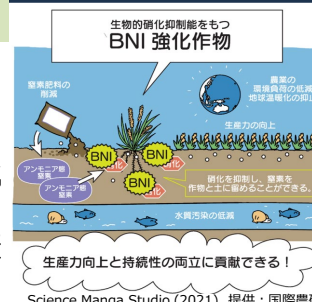
いちご「恋みのり」

- ・果実硬度が高く、日持ち性にも優れる
ため、輸送性、貯蔵性が高い。
- ・九州を中心に普及を推進中。

窒素肥料の使用量削減に資する品種

BNI強化小麦

- ・国際農研で、土壌微生物の硝化作用を
抑制し、投入した肥料を効率よく利用
できる生物的硝化抑制（BNI）能を強化
した小麦の開発に世界で初めて成功。
- ・現在はBNI能を強化した国内向けの小麦
品種を農研機構等と連携して開発中。



写真・図の提供：農研機構

気候変動等対応品種法※の概要

令和8年7月17日成立
同年7月24日公布

※重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和8年法律第71号）

- 農業者の減少や気候変動に対応した多収性や高温耐性等の重要な形質を有し、広域で利用可能な品種（重要品種）を産官学の連携により育成するとともに、その種苗の生産を振興し、迅速に生産現場に普及していくことが急務。
- このため、新たな法制度において、国の主導の下、重要品種の育成と種苗生産を振興する計画制度を創設。

国の基本方針（国が重要品種の育成・普及の旗振り役）

- ・ 育成・普及すべき重要品種（高温耐性・耐病性・多収性等）の考え方
- ・ 品種育成・種苗生産の基本的な方向性（ゲノム解析等の先端技術・実需者評価の活用、広域への普及）
- ・ 育成した重要品種に関する知的財産の保護 等

重要品種の育成の振興

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種育成事業計画

（農研機構、都道府県、民間企業等が単独又は共同で作成）

- ・ 育成する新品種の性質
- ・ 栽培予定地域
- ・ 目標普及面積
- ・ 実需者評価を導入する取組
- ・ 品種登録出願の時期 等

情報提供※

※育成された
新品種の
情報を国が
都道府県に
提供

・ 農研機構の研究施設・設備の供用等が可 等

・ 品種登録出願の義務化
・ 品種登録出願料等の減免

重要品種の種苗生産の振興

↑ 協議 ↓ 同意

都道府県基本計画 （都道府県が作成）

- ・ 育成された重要品種の生産、普及方針
- ・ 種苗生産の実施区域 等

↑ 申請 ↓ 認定

重要品種種苗生産事業活動計画 （種苗生産者が単独又は共同で作成）

- ・ 生産量
- ・ 生産区域の規模、区域内の農地の集団化 等
- ※種苗生産者は、栽培管理協定を任意で作成

- ・ 種苗生産者等による
 - ① 農地の集団化を目指す地域計画の協議の場への参加の申出が可
 - ② 栽培管理協定の効力は継承者にも継続
 - ③ 計画内の農用地区域外の農地の編入要請を可能とし、その際の編入手続を簡素化 等

制度的な対応とあわせて、予算措置により、重要品種の育成・普及を支援

法律に基づく取組のイメージ

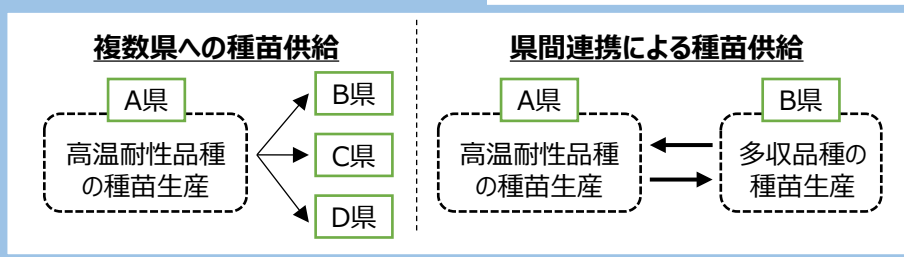
【重要品種育成事業】 都道府県、民間企業、農研機構等が各々の強みと役割を活かして連携した品種育成体制を構築するとともに、ゲノム情報やAIの活用を通じた品種育成の効率化と加速化を実現。

【重要品種種苗生産事業活動】 都道府県が、地域の状況に応じて、重要品種の種苗生産区域や広域への種苗の普及の方針等を盛り込んだ都道府県基本計画を策定。種苗生産者は、基本計画に基づき、効率的な種苗生産に向け、農地の集団化、ゾーニング等、地域内での栽培管理方法の調整に取り組むことで、迅速な重要品種の普及、持続的な種苗生産環境を実現。

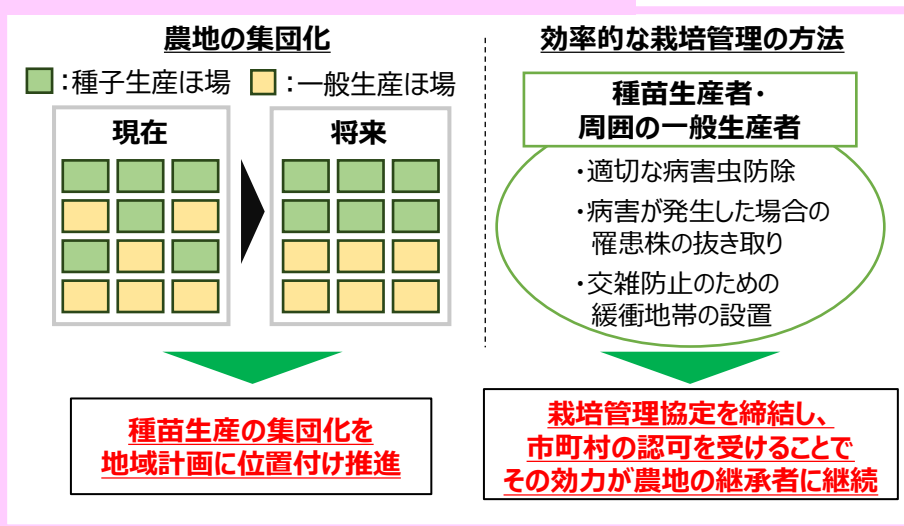
重要品種育成事業のイメージ



都道府県基本計画のイメージ



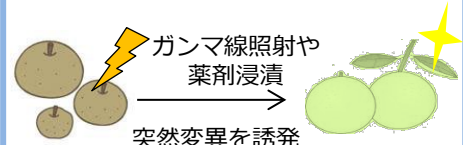
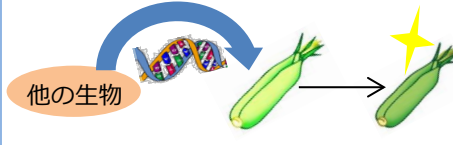
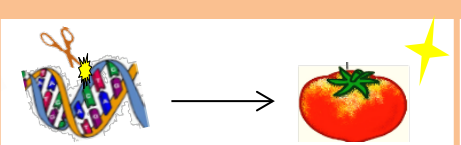
重要品種種苗生産事業活動のイメージ



- 品種改良加速技術(ゲノム編集技術)※は、ターゲットとする遺伝子を切断することで、自然界でも起こり得る突然変異を効率的に起こす技術(欠失型※※)。
- 令和8年7月時点では、^{ギャバ}GABAの含有量の多いトマト等14種類の農林水産物の届出等がなされている。

※ 消費者理解の促進のため、品種改良のスピードを速めることができるゲノム編集技術の特徴を端的に表す「品種改良加速技術」を「ゲノム編集技術」と併記している。
 ※※ 遺伝子の機能を欠失させたもの。他の生物の遺伝子等を組み込む場合は、遺伝子組換えに含まれる。

従来の育種法と品種改良加速技術（ゲノム編集技術）

交雑育種法	突然変異	遺伝子組換え	品種改良加速技術 (ゲノム編集技術)
 交配 × 選択・交配を繰り返す 味は良いが病気に弱い 味は悪いが病気に強い 味が良く病気に強い	 ガンマ線照射や薬剤浸漬 突然変異を誘発 二十世紀ナシ (黒斑病感受性) ゴールド二十世紀ナシ (黒斑病抵抗性)	 他の生物 害虫に強くなる遺伝子を他の生物から取り出す 害虫に弱いが良い作物に入れることで害虫に強くても味が良い作物を作成	 はさみタンパク質でターゲットとする遺伝子を切断し、突然変異を起こす。 目的の作物を効率的に作出可能

国内で届出等されたゲノム編集技術により開発された農林水産物

- トマト (GABA等を高蓄積 [5例]、果実糖度が上昇 [1例])
- トウモロコシ (もち性を付与 (子実デンプンのアミロペクチン含有量が増加))
- ジャガイモ (小型のいも (塊茎 (かいけい)) の数が増加)
- バナナ (果実の褐変が低減)
- トルコギキョウ (花卉が淡黄色に変化)
- マダイ、ティラピア (可食部が増量し飼料利用効率が改善)
- トラフグ、ヒラメ (飼料利用効率、成長率が改善)

GABAを高蓄積したトマト
 【サナテックライフサイエンス株式会社】



高めの血圧を下げる機能などが報告されているGABAの生合成に関わる遺伝子の抑制部分を変異させることでGABAを高蓄積

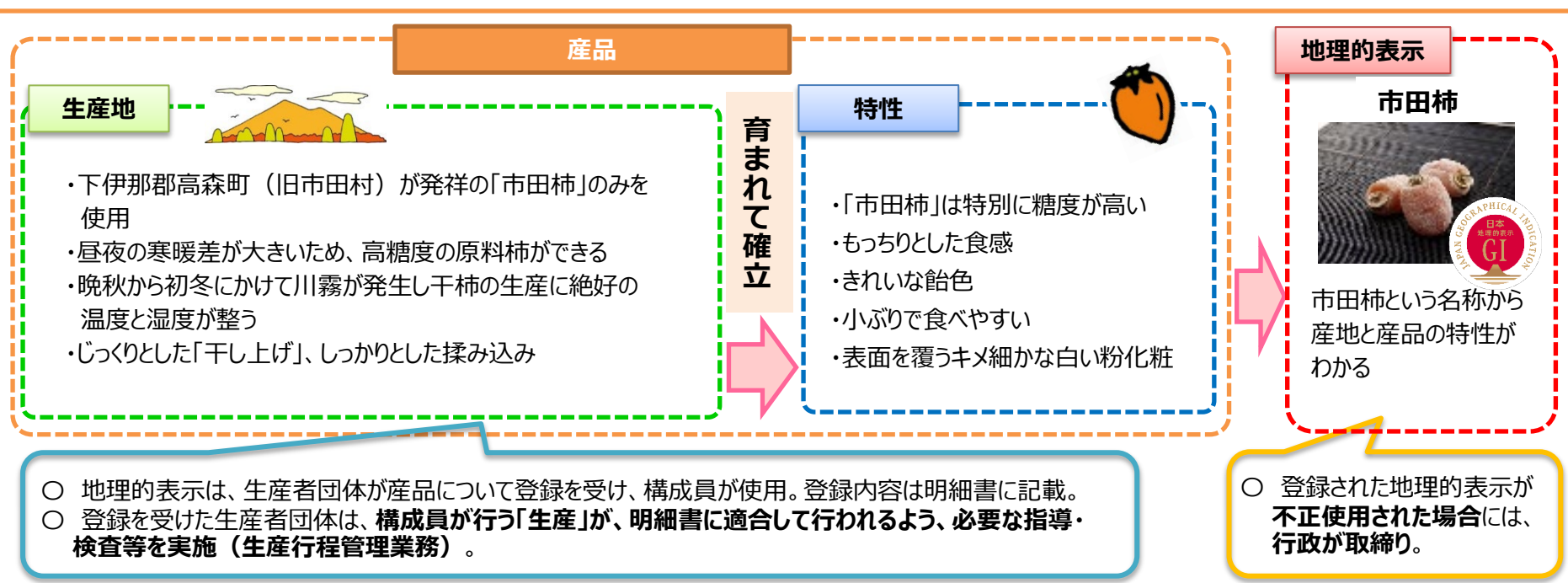


商品にゲノム編集技術を利用していることを自主的に表示

国内におけるゲノム編集技術（欠失型）によって開発された生物・食品等の取扱い

- ・ 関係省庁において、遺伝子組換えに該当しないことや意図しない変異（オフターゲット変異）の有無、生物多様性への影響や食品の安全性等について問題がないことを確認し、開発者等から届出等を求め、情報を公開することとしている。
- ・ 消費者庁において、表示の義務はないものの、食品関連事業者は合理的な根拠資料に基づき積極的に情報提供に努めるべきとされている。

- 地理的表示 (GI: Geographical Indication) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、知的財産として保護する制度。(平成27年6月から運用開始)



GIの相互保護を可能とする制度を整備

我が国と同等水準と認められるGI制度を有する外国・地域とGIリストを交換し、当該外国のGI製品について、必要の手続を行った上で、農林水産大臣が指定



お互いの国でGIを保護
⇒ **模倣品の排除によるブランド価値の保護、生産者自身によるGI申請の負担軽減**

登録の効果

- 登録製品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。
- 生産者団体が訴訟の提起等をしなくても、国による取締りが行われる。ブランド価値を守れる。
- 地域と結び付いた製品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。
- 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。
- これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。
- 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。

- 令和8年7月末時点において計170産品がGIとして登録。
- また、日EU・EPAの発効により日本側107産品、EU側121産品が、また、日英・EPAの発効により日本側108産品、英国側59産品が相互保護されている。(令和8年7月末時点)

【福岡】 八女伝統本玉露 はかた地どり 【佐賀】 女山大根 【長崎】 対州そば 長崎からすみ 【熊本】 くまもと県産い草 くまもと県産い草畳表 くまもとあか牛 菊池水田ごぼう 田浦銀太刀 八代特産晚白柚 八代生姜、くまもと塩トマト やまえ栗 くまもと踊る丹頂 南関素麺 【大分】 くにさき七島蕎麦 【宮崎】 宮崎牛 ヤマダイかんしょ 米良糸巻大根 【鹿児島】 鹿児島壺造り黒酢 桜島小みかん、辺塚だいたい 鹿児島黒牛、えらぶゆり 種子島安納いも 種子島レザーリーフファン 枕崎鯉節、指宿鯉節 【沖縄】 琉球もろみ酢 ぐしちゃんピーマン 中城島にんじん ちんすこう 沖縄黒糖	【鳥取】 鳥取砂丘らっきょう 大山ブロッコリー こおげ花御所柿 大栄西瓜 伯州美人 【島根】 東出雲のまる畑ほし柿 三瓶そば 益田アムスメロン 宍道湖産ヤマトシジミ 【岡山】 連島ごぼう 備前黒皮かぼちゃ 【広島】 比婆牛 豊島タチウオ 大野あさり 福山のくわい 【山口】 下関ふく 美東ごぼう 徳地やまのいも 長州黒かしわ 【徳島】 木頭ゆず 阿波尾鶏 徳島すだち 御膳みそ 【香川】 香川小原紅早生みかん 善通寺産四角スイカ サヌキ白みそ 大野豆 【愛媛】 伊予生糸 【高知】 物部ゆず	【滋賀】 近江牛、伊吹そば 近江日野産日野菜 水口かんぴょう 【京都】 万願寺甘とう 京賀茂なす 【大阪】 富田林の海老芋 泉州水なす 【兵庫】 但馬牛、神戸ビーフ 佐用もち大豆 淡路島3年とらふぐ 揖保乃糸 淡路島手延べそうめん 【奈良】 三輪素麺 【和歌山】 紀州金山寺味噌 わかやま布引だいこん あら川の桃 【岐阜】 奥飛騨山々村寒干し大根 堂上蜂屋柿 飛騨牛 【静岡】 三島馬鈴薯、田子の浦しらす 西浦みかん寿太郎 深蒸し菊川茶 浜名湖うなぎ 【愛知】 八丁味噌 豊橋なんぶとうがん 豊橋花穂 【三重】 特産松阪牛	【新潟】 くろさき茶豆 津南の雪下にんじん 大口れんこん 【富山】 入善ジャンボ西瓜 富山干柿 氷見稲積梅 【石川】 加賀丸いも 能登志賀ころ柿 いしり・いしる 加賀れんこん 【福井】 吉川ナス 山内かぶら 上庄さといも 若狭小浜小鯛ささ漬 越前がに 【山梨】 あけぼの大豆 【長野】 市田柿、すんき 【茨城】 江戸崎かぼちゃ 飯沼栗 水戸の柔甘ねぎ 奥久慈しゃも 行方かんしょ 【栃木】 新里ねぎ 鹿沼在来そば 【群馬】 高山きゅうり 【東京】 東京しゃも	【青森】 あおもりカシス 十三湖産大和しじみ 小川原湖産大和しじみ つるたスチューベン 大鰐温泉もやし 清水森ナンバ 青森の黒にんにく 【岩手】 前沢牛 岩手野田村荒海ホタテ 岩手木炭 二子さといも 浄法寺漆 甲子柿 広田湾産イシカゲ貝 西わらび 川井赤しそ 【宮城】 みやぎサーモン 岩出山凍り豆腐 河北せり 仙台せり 【秋田】 大館とんぶり、ひばり野オクラ 松館しほり大根、いぶりがっこ 大竹いちじく、かづの牛 【山形】 米沢牛、東根さくらんぼ 山形セルリー、小笹うり 山形ラ・フランス 【福島】 南郷トマト、阿久津曲がりねぎ 川俣シャモ、伊達のあんぼ柿 たむらのエゴマ油、昭和かすみ草 会津地鶏	【日本国】 日本茶 【北海道】 タ張メロン 十勝川西長いも 今金男しゃく 檜山海参 網走湖産しじみ貝 ところピンクにんにく 十勝ラクレット 浜中養殖うに 十勝若牛 しりうちにら北の華 北海道米
--	---	---	---	--	--

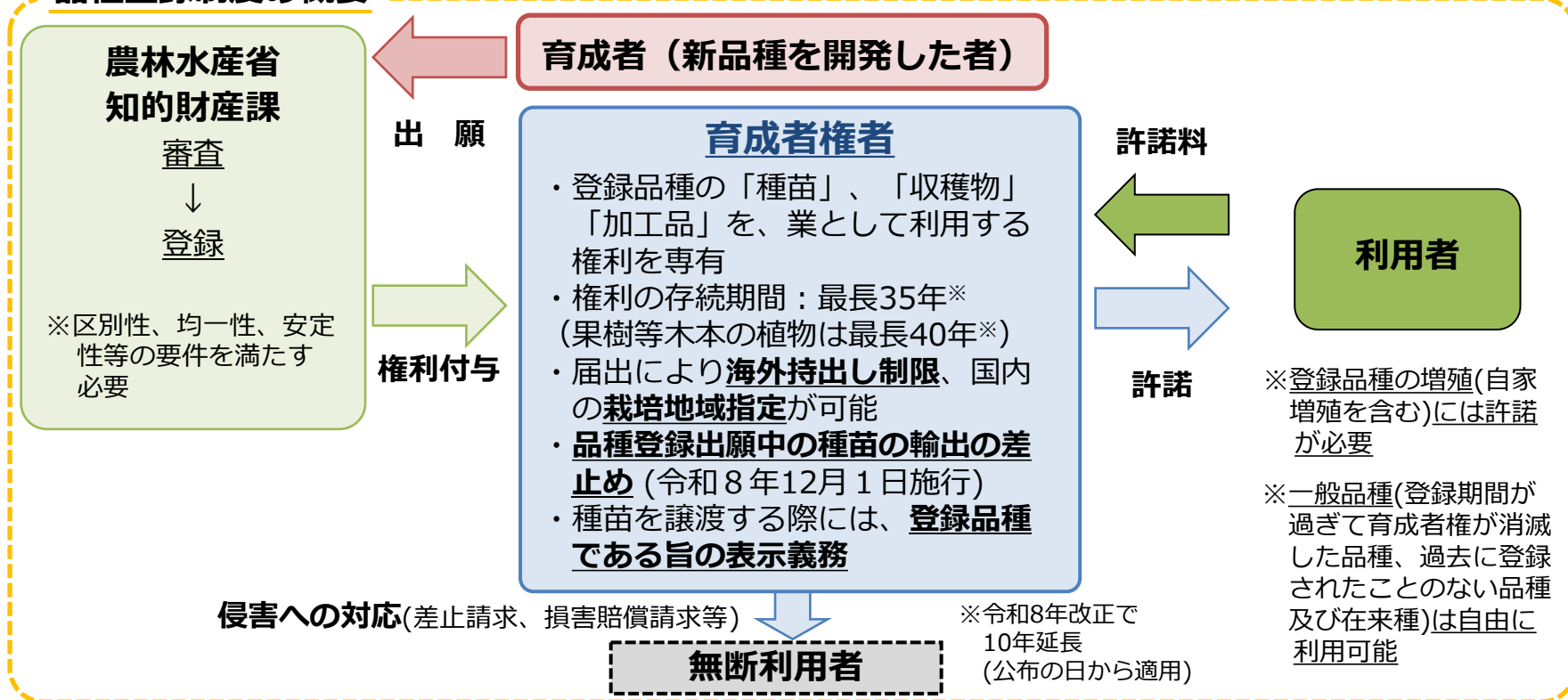
平成27年6月の制度開始からこれまでに、全国173産品が登録。

この他、フロシュット ディ バルマ（イタリア）、ルックガン ライチ（ベトナム）、ピントウアン ドラゴンフルーツ（ベトナム）、ドイトンコーヒー（タイ）、ドイチャンコーヒー（タイ）、フアイムン・パイナップル（タイ）も登録されている。

日本とEU・英国との間で相互にGIを保護する制度があり、上記のほか、EU側121産品・英国側59産品が保護されている。

- 種苗法に基づき、新たに植物品種を育成した者は、国に品種登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を取得。登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

品種登録制度の概要



海外での品種保護を支援

<海外での品種登録>

- ・ 各国ごとに品種登録が必要。国際条約により海外で品種登録できるのは国内流通から4年(樹木及びぶどうは6年)以内に限定。
- ・ 品種登録国では無断栽培に対して当該国の法令に基づく法的措置が可能。

<育成者権の侵害対応>

- ・ 外国における侵害の監視、侵害の把握、侵害への警告・訴訟等の必要な対応を支援。

- 食品安全マネジメントは、国際機関等の他に民間主体の団体(GFSI)により規格化。
国では、GFSIで承認された日本発の規格(JFS規格)の維持・普及等を支援。
- 食品安全の基礎となるHACCPは、食品衛生法において令和3年6月から制度化。

○ 食品安全マネジメントとは

- 1 食品の安全を維持するための運営管理を指す。
- 2 食品安全マネジメント規格として、ISOやCODEXのような国際機関によるものの他、民間主体のGFSIによるものもある。

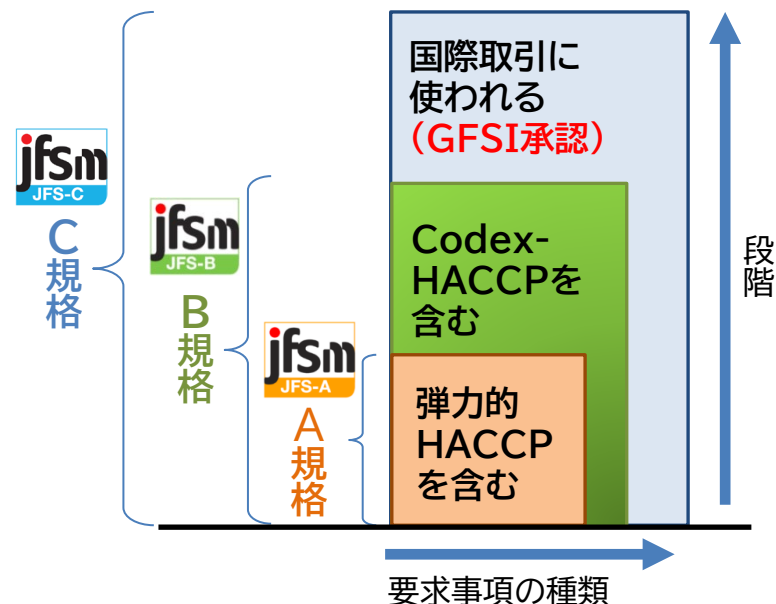
GFSI: Global Food Safety Initiative (世界食品安全イニシアティブ)

世界的に展開する食品企業が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化のため、協働して食品安全管理規格の承認等を行う民間団体(2000年設立)

■ GFSI承認の認証プログラム(2026年3月現在)

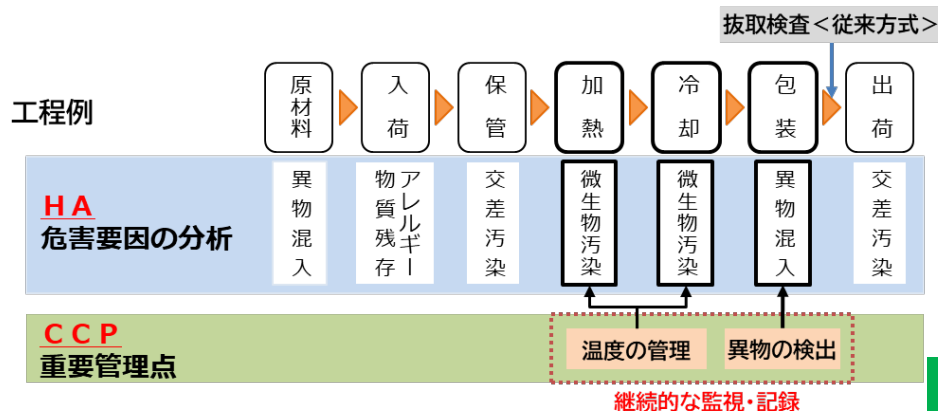


○ 日本発の食品安全マネジメント規格(JFS規格)



○ HACCP (「ハサップ」 Hazard Analysis Critical Control Point) とは

- 1 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、
微生物による汚染、金属の混入などの危害要因(HA)
を分析した上で、危害の防止につながる
特に重要な工程(CCP)を継続的に監視・記録する
「工程管理システム」
- 2 これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能



- GAP (Good Agricultural Practices: 農業生産工程管理) は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。
- 農林水産省では、「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野を含むGAPを国際水準GAPと呼称し、ガイドラインを策定し普及を進めている。

○国際水準GAPの5分野

<食品安全>

- ・使用する水のリスク管理
- ・異物混入の防止
- ・農薬の適正使用と記録
- ・農産物取扱施設の衛生管理等

<環境保全>

- ・温室効果ガス削減の取組
- ・土づくりや施肥設計を通じた土壌管理
- ・総合的病害虫・雑草管理 (IPM) の実施
- ・廃棄物の適正処理・利用等

<労働安全>

- ・機械・設備の点検・整備
- ・作業安全用の保護具の着用
- ・農場内の整理整頓、清掃
- ・農薬の適切な取扱と保管等

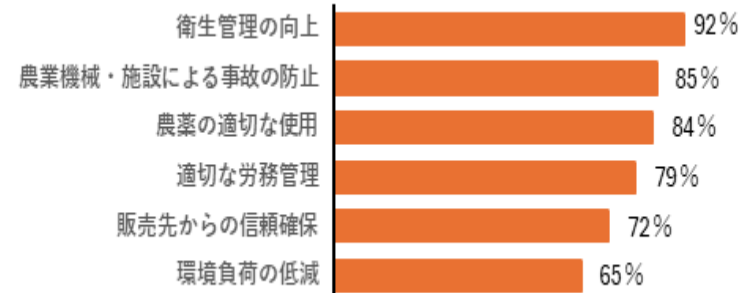
<人権保護>

- ・労働者への労働条件の提示と遵守
- ・家族間の十分な話し合いに基づく家族経営の実施
- ・技能実習生等の受入に係る環境整備等

<農場経営管理>

- ・業務毎の責任者の配置と農場ルールの策定
- ・トレーサビリティの確保と記録の作成・保存
- ・クレームへの対応手順の策定等

○GAPが農業経営に与える主な効果



「効果があった」、「やや効果があった」と回答した経営体の割合
 ※令和7年度にGAP認証を取得していた経営体を対象に農林水産省が一財) 日本GAP協会、(一社) GAP普及推進機構、Agraya GmbHを通じて実施したアンケート調査の結果を基に作成
 (回答数452)

○日本での主なGAP認証 (いずれも5つの取組分野を網羅した国際水準のGAP認証)

	JGAP	ASIAGAP※4	GLOBALG.A.P.
運営主体	一般財団法人 日本GAP協会		Agraya GmbH (ドイツ) (有限会社)
GFSI承認※1	—	青果物、穀物、茶	青果物・水産養殖の一部※3
認証取得経営体数 (国内農畜産業) ※2	4,729	1,209	721

- ※1 GFSI (Global Food Safety Initiative) とは、グローバルに展開する小売事業者・食品製造業者等が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け発足した組織。
- ※2 JGAP及びASIAGAPは(一財)日本GAP協会公表。GLOBALG.A.P.はGLOBALG.A.P.提供。JGAP及びASIAGAPは令和8年3月末時点、GLOBALG.A.P.は令和8年3月の数値は集計中のため、令和7年3月の数値。複数の認証を取得している経営体については重複計上。
- ※3 GLOBALG.A.P.の青果物にはSmartとGFSの2つの規格が存在する。GFS規格と同等性確認されているのはGFS規格である。穀物と茶については、市場からの要請が少ないため同等性確認は行われていない。
- ※4 (一財) 日本GAP協会が運営主体となっているASIAGAPは2028年に終了。

- 豚熱については、我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生を確認して以来、令和8年6月までに26都県105事例の発生。九州では、野生イノシシでの感染が拡大。
- アフリカ豚熱については、平成30年8月、中国での発生以降、アジアでも感染が拡大。
- こうした疾病に適切に対処するため、飼養衛生管理基準の遵守徹底、水際対策の強化等を推進。

豚熱・アフリカ豚熱とは

○ 豚熱

- ・ 宿主：豚、イノシシ（人には感染しない）
- ・ 症状：急性、亜急性、慢性型等多様な病態を示す。白血球減少。
(有効なワクチンが存在)

○ アフリカ豚熱

- ・ 宿主：豚、イノシシ（ダニによっても媒介）（人には感染しない）
- ・ 症状：突然死や急性から慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。
(有効なワクチンは存在しない)

※両疾病とも、発生すると、地域の畜産業に大きな影響。家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。

豚熱・アフリカ豚熱の状況

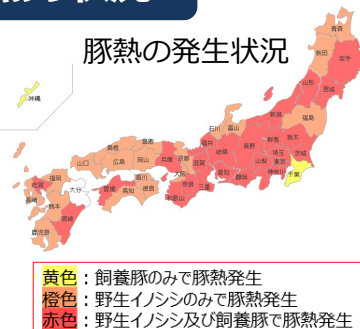
○ 豚熱

- ・ 飼養豚では、平成30年9月に26年ぶりに発生して以来、令和8年6月までに26都県・105事例の発生を確認。令和8年は、群馬県で1例、静岡県で3例、宮崎県で1例発生（5月末時点）。
- ・ 九州では、野生イノシシでの発生が拡大しており、令和7年11月に鹿児島県、令和8年3月に熊本県で発生。

○ アフリカ豚熱

- ・ 平成30年8月に中国においてアジア初の発生。その後、アジア全域に拡大（東アジアでは日本のみ未発生）。
- ・ 国内侵入リスクが増大する中、水際検疫を強化。

豚熱の発生状況



アフリカ豚熱の発生報告状況



主な豚熱・アフリカ豚熱対策

1. 養豚場における対策

- 令和元年10月に豚熱ワクチン接種を開始（北海道を除く46都府県）。適時適切な接種が重要。
- 適時適切なワクチン接種に加え、飼養衛生管理の徹底が最も重要。
- 飼養衛生管理基準の遵守徹底を都道府県を通じて生産者に指導。

2. 野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布、山林に立ち入る者等への防疫対策の周知など、野生イノシシ対策を実施。

3. 豚熱清浄化ロードマップの策定

- 令和7年6月末に国としての清浄化に向けたロードマップを公表。

4. 豚熱について殺処分範囲の見直し

- 令和8年5月の法改正により、これまでの全頭殺処分を見直し、ワクチン接種地域では、他の農場への伝播リスクとなり得る豚のみを殺処分する、選択的殺処分を導入。

5. 水際対策

- アフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入リスクが増大する中、CIQ関係行政機関（税関、出入国管理、検疫）や航空会社等との連携強化、先端技術等の活用による効果的な検査体制の構築、動植物検疫制度の周知徹底などの水際検疫体制の強化や、輸入禁止品に係る国内の取締強化。
- 政府一体となってアフリカ豚熱侵入防止に向けた対応を進めるため、令和7年6月末に「ASFの侵入防止に向けた水際検疫等の強化について」関係省庁申合せを実施。

- 高病原性鳥インフルエンザについては、令和7年シーズンは家きんにおいて16道県24例発生し、約576万羽が殺処分対象となった。（令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生し、1,771万羽が殺処分対象となった。）
- 疫学調査等で得られた知見に基づき、農場等における更なる発生予防対策、殺処分による影響を緩和するための農場の分割管理の活用等を行っていく。

高病原性鳥インフルエンザについて

○ 国際獣疫事務局（WOAH）が定める診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による疾病。

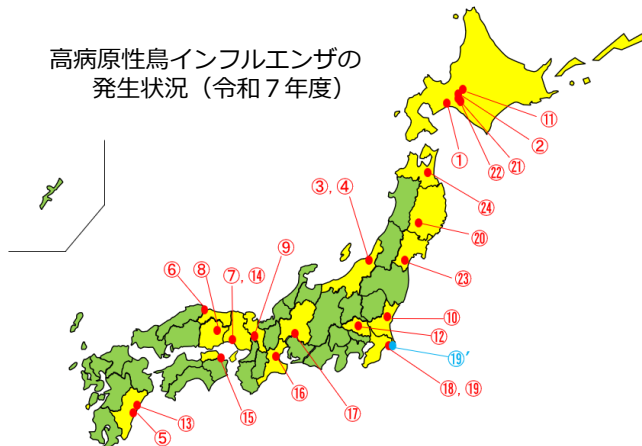
○ 渡り鳥により国内へ持ち込まれることが多く、冬季に発生しやすい。

※発生すると、家畜伝染病予防法に基づき患畜・疑似患畜の殺処分、移動制限等を実施。地域の畜産業に大きな影響。

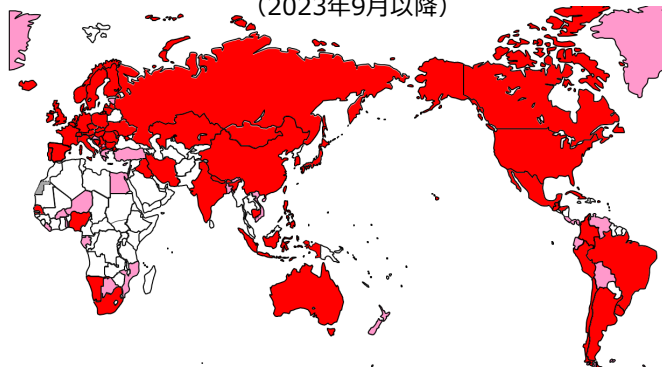
○ 我が国での発生状況

- ・ 令和7年シーズンは**16道県24事例**の発生（殺処分羽数は**約576万羽**）。
- （令和4年シーズンは過去最多の26道県84事例発生、殺処分羽数は1,771万羽）

高病原性鳥インフルエンザの発生状況（令和7年度）



高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況（2023年9月以降）



○ 世界における発生・感染報告状況

・ 2025年8月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域
（2025年9月以降は発生報告なし）

・ 2025年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

高病原性鳥インフルエンザ対策

1. 飼養衛生管理の強化

- ・ 養鶏集中地域や過去複数発生地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- ・ 防疫措置に多大な時間を要する大規模農家で塵埃対策等を実施
- ・ 再発農家への改善確認の強化、通報遅れを重視した手当金減額率の見直し

2. 農場の分割管理の推進

※分割管理：人や車両等の動線を見直し、複数の衛生管理区域を設定し、農場を分ける取組

- ・ 大規模農家での分割管理の検討を義務化
- ・ 分割管理導入時の県の確認を位置づけ
- ・ 導入を促進するため、分割管理の運用の見直し

3. ワクチン接種の検討

- ・ 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、ワクチン接種の導入に向けた技術的な論点・課題について検討を開始

4. まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- ・ 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

- 口蹄疫については平成23年2月に清浄国(ワクチン非接種)に復帰。
 - 高病原性鳥インフルエンザについては令和8年7月に自己清浄化宣言。
 - BSEについては、平成25年5月、WOAHの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
 - 飼養衛生管理基準の遵守の徹底とともに食の安全確保のための農場HACCP※を推進。
- ※農場HACCPとは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、農場段階で危害要因をコントロールする手法。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	
H22年11月～H23年3月	H5N1高病原性、9県24事例、約183万羽
H26年4月	H5N8高病原性、1県1事例、約11万羽
H26年12月～H27年1月	H5N8高病原性、4県5事例、約35万羽
H28年11月～H29年3月	H5N6高病原性、9県12事例、約167万羽
H30年1月	H5N6高病原性、1県1事例、約9万羽
R2年11月～R3年3月	H5N8高病原性、18県52事例、約987万羽
R3年11月～R4年5月	H5N1、H5N8高病原性、12県25事例、約189万羽
R4年10月～R5年5月	H5N1、H5N2高病原性、26県84事例、約1771万羽
R5年11月～R6年4月	H5N1、H5N6高病原性、10県11事例、約86万羽
R6年10月～R7年2月	H5N1高病原性、14道県51事例、約932万羽
R7年10月～R8年4月	H5N1高病原性、16道府県24事例、約576万羽

B S E

H13年9月～H21年1月(36頭)
(H14年2月以降に日本で生まれた牛での発生はない)

無視できるBSE
リスクの国に認定
(H25年5月)

<条件>
 ①サーベイランスの実施
 ②過去11年以内に自国内で生まれた牛で発生なし
 ③8年以上の有効な飼料規制

口蹄疫	
H12年3～5月	宮崎県、北海道(4事例、牛 740頭)
H22年4～7月	宮崎県(292事例、牛・豚等 297,808頭)

豚熱	
H30年9月～	(R7年7月22日時点、26都県105事例、約44.9万頭)

(注) 頭羽数は関連農場を含む殺処分頭羽数

【農場HACCP認証農場】

乳	用	牛	:	42農場
肉	用	牛	:	122農場
乳用牛・肉用牛			:	3農場
養		豚	:	146農場
採	卵	鶏	:	108農場
肉	用	鶏	:	16農場
計				: 437農場
(R8年6月5日時点)				

- 近年の家畜疾病の発生状況等を踏まえ、家畜伝染病予防法を改正（令和8年5月19日公布）。
- 令和6年11月、我が国初となるランピースキン病が発生。同病を家畜伝染病へ格上げ。
- 豚熱発生農場においてリアルタイムPCRで得た知見を踏まえ、全頭殺処分から選択的殺処分に見直し。ワクチン接種者確保のための特例等を措置。
- 輸入禁止品の販売等を禁止し、家畜防疫官の外国食材店等への立入検査権限等を付与。

家畜伝染病予防法改正の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- ・ 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）

【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

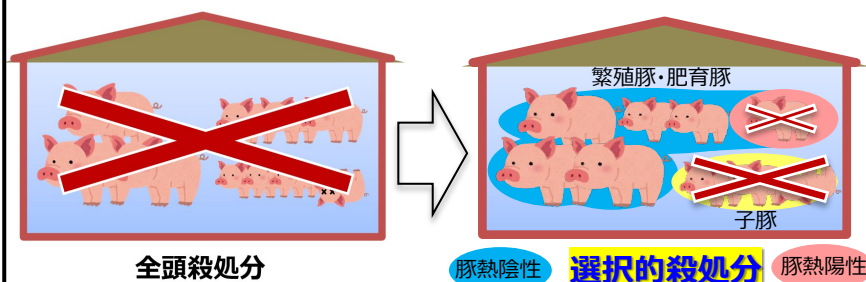


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

リアルタイムPCRによる知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚や症状があり検査陽性となった豚**を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

① **都道府県からの要請**があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も**豚熱ワクチン接種**が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】

② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

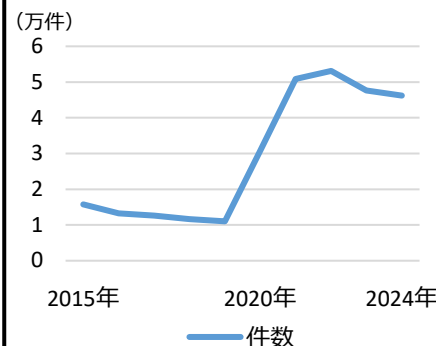
① **輸入禁止品の販売等を禁止**

【第44条の2】

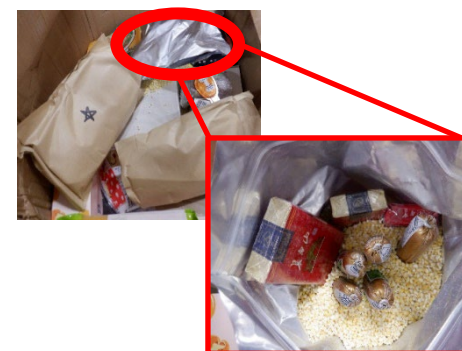
② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与

【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

令和8年7月1日

※ただし、2（1）、（2）②は改正法の公布の日（令和8年5月19日）。

2（2）①は令和9年5月1日。

- 改正食料・農業・農村基本法では、国内生産では需要を満たすことができない農産物（小麦・大豆・とうもろこし）等の安定的な輸入の確保を図るため、各般の施策を講じることとする旨を規定。
- この規定に基づき、調達先の多様化を図りつつ、①我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進、②輸入相手国との政府間対話の枠組みの整備、③国内における官民の情報共有の強化、を推進していく。

輸入相手国における調達網への投資促進

- ・ 我が国への安定的な供給を確保する上で、我が国商社等が輸入相手国に有している調達網の維持・強化が図られるようにすることが不可欠。
- ・ 具体的には、商社等が保有する集荷・船積み施設等に対し、必要な投資が継続されるようにするための支援が必要。

①投資案件の形成

事業性の判断に
必要な調査
〔フィージビリティ
スタディ〕



予算による支援



②投資の促進

資金の調達



民間金融機関からの
融資のほか、JBICの
出融資やNEXIの融
資保険等の活用による
資金供給

③現地インフラの整備

輸入相手国の公共輸送インフラ
（港湾や鉄道・道路等）の整備



我が国のODA等の活用による支援

政府間対話の枠組みの整備

南アフリカ共和国

- ・ 2025年9月、G20農業大臣会合にあわせて、バイ会談を開催。農業分野の協力における意向表明書に署名。



サンタ・カタリーナ州（ブラジル）

- ・ 2025年6月、穀物の安定供給を通じた日本の食料安全保障の強化に取り組む意向表明書に署名。



国内における官民の情報共有の強化

- ・ 平時からの主要穀物等の安定的な輸入の確保に係る施策を進める上では、これら品目の調達ビジネスを担う商社各社が有するビジネス上の課題・ニーズの所在を的確に把握する必要。
- ・ 2024年6月、（一社）日本貿易会会員企業と当省との間で、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を初開催。日本貿易会からは我が国への食料の安定的な輸入の確保に向けた要望書が手交。
- ・ また、「食料の安定的な輸入の確保に関する協議会合」を実務的にフォローアップするため、令和6年10月に、日本貿易会会員各社との間の「連絡会」を立上げ、継続的に開催。



← 食料の安定的な
輸入の確保に関する
協議会合

第2回「連絡会」→
の様子

（出典）日本貿易会
Webサイト

